

第三節 〈実践編〉

1 近世文書を読む

古文書の解読



古文書原本の筆写作業を行なう場合は、古文書を汚損することがないように、清掃した専用の机上や中性紙ボード上に置き、ガラス棒などで押さえます。腕時計や指輪などの装身具ははずしたうえで手を洗い、インクやペン先による汚損を避けるため鉛筆を使用します。

『近世文書を読む』『尼崎市史』第五巻・第六巻には、第二巻近世通史編に対応する史料が「近世初頭の尼崎」「尼崎の城と城下町」「尼崎地方の農業」といったテーマごとに分類され、収められています。しかしこれらは、第二巻の叙述に利用された史料のごく一部にすぎません。通史編執筆にあたって、実際にはこの何倍もの史料が読解されました。

『尼崎市史』編さん終了後、新たに発見された文書も膨大な数に上ります。そのなかには、まだ誰も調査・研究に利用したことがないものも多くあります。未調査史料のなかには、未知の事実も埋もれています。近世史研究のおもしろさのひとつは、こういった未調査・未利用の文書から、新しい事実を発見するチャンスが誰にでもあることです。ただ、それを見出すには、近世文書を解読できなければなりません。

解読とは、まず文書を読み、次に意味を理解することです。調査・研究とは、解読をふまえて史実を確定し、新たな歴史像を提示することです。つまり文書の解読は、調査・研究の第一歩であるといえます。

**古文書を読むことはむずかしい** 近世文書は、書きやすさが優先され、文字は楷書体ではなく、くずされています。書き手によって癖があり、同一文書のなかで、同じ字が別のくずし方をされていることも少なくありません。漢字だけでなく、平仮名・片仮名も用いられています。句読点は打たれておらず、当て字・誤字・脱字も多くあります。また、和文のなかに漢文訓読の要素が混ざっています。ただし複雑な漢文訓読はなく、「し」「点あるいは」「二」点を補うことで理解できるものが大半です。

近世という時代は、日本中で同じカリキュラムに

と記されていることもありませんが、いくつかの定型文をマスターすれば、癖の強いくずし字でも推測がつくようになります。

「乍」はいまではあまり目にしない文字ですが、「乍憚」「乍序」「乍去」「乍併」等々、近世文書では頻出します。「乍」奉は返り点を付けて読む返読文字で、本文書では「被」「為」、他には「雖」「可」「令」「不」などがあります。

文書の本文は、②「一」「何々」と「一」の字を書いて始まるのが多く、一字目は「箇」のくずし字です。「箇」は旧字で、常用漢字では「当」です。「鹿」(粗と同義)、「躰」(體・体の俗字)、「扣」(控と同義)といっ

た古文書特有の文字は、釈文でもそのまま用いられることもありませんが、通常の釈文では常用漢字に改められます。ただし、こういった文字の置き換えについて明確なルールがあるわけではありません。

③「候二付」は、近世文書で多く用いられます。上の文字と続けて書かれると、「二」は明確に記されず、横線ないし点が太く記されただけのことも少なくありません。ただし、「候付」と記されていることもあるので、その区別を筆の動きから判断する必要もあります。

④「二而」、「⑤」被為仰付被下候ハ、「仰せ付けさせられ下され候ハ」も、近世文書ではしばしば使

【釈文】【読み下し(赤字)】

恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候  
乍恐書付ヲ以奉願上候

ひとつ、当立毛ならびに綿作虫入り候に付き、松明・鐘太鼓にて明十六日晚虫送り仕り申し度願ひ奉り候  
太鼓二而明十六日晚虫送り仕申度奉願候、  
右願ひの通り仰せ付けさせられ下され候ハ、有り難く  
右願之通被為 仰付被下候ハ、難有  
存じ奉るべく候、以上  
可奉存候、以上

安永四未年 道意新田庄屋  
七月十五日 治左衛門 ㊤  
岡部奥太夫様 同村年寄 太右衛門 ㊤  
地域研究史料館所蔵 橋本治左衛門家文書(一)  
「立毛・綿作に虫入りのため虫送りいたしたき旨願上げ」

則った公教育が行なわれていたわけではありません。にもかかわらず、尼崎地方の文書と東北・九州地方の文書が同一のルールで書かれています。文字は武士・百姓・町人といった身分ごとに違わなければならない、また一般の百姓・町人たちの識字率も高かったといわれます。それは、地域・身分をこえて書式・書体・用法がマニュアル化され、ルールも平易だったからです。

近世文書の特徴は、こういったマニュアル化・標準化がなされている文書が多いことです。ですから今日においても、日本語の読み書きができる人であれば、近世文書を読むことは、実はそれほどむずかしいことではありません。

**近世文書を読むコツ** では次に、尼崎地域の文書の具体例をあげて解説します。次頁に写真を掲載したのは、尼崎藩領であった道意新田の安永四年(一七七五)の文書です。最初に表題が書かれ、続いて本文四行年月日、差出人二人の肩書き・名前、宛名が記されています。初めて近世文書をご覧になった方でも、一字も読めないということはないでしょう。

くずし字を通常の文字に書き改めたものを釈文と呼びます。文書と釈文、さらに読み下し文を見比べながら、近世文書を読むコツを説明してみましょう。

**定型文と用法** 文書が読める人の多くは、文字一つ一つの形を覚えて読んでいくわけではありません。定型文・用法をマスターし、文章の流れから読んでいくのです。

傍線①の部分は表題です。表題は定型文であることが多く、この文書の「乍恐書付ヲ以奉願上候」(恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候)というのは、その代表例のひとつです。「ヲ」が「を」、「書付」が「書附」

われます。同様の定型的な用法として、「候得共」「候間」「候而」「被成」「被仰聞」といった表現があります。助詞は「二而」のほかに「之」「の」「江」(え)、「茂」(も)、「者」(は)、「与」(と)が頻出します。接頭語は「相」「罷」が頻出し、「相成」「相聞」「罷有」「罷越」等の用法があります。ひとつひとつ覚えていく必要がありますが、これらの用法をマスターすれば、近世文書はかなり読めるようになります。

**尊敬を表現する作法** ところで、⑤の「被為」と「仰付」の間が一字程度空いています。これは「闕字」と呼ばれ、敬意を込める語を文中に用いるときに、その語の上を一字分空白にする文書の作法です。「仰付」は「言いつける」の尊敬語で、上位者が下位者に命ずる動作を意味します。この場合であれば仰せ付けたのは領主、あるいは領主役所ということになります。

一字文空白にするよりさらに尊敬の意を徹底するため、文章を途中で改行し、行頭にその語を置く作法もあります。平出と呼ばれ、「御公儀様」「上様」「殿様」などの語句に対して用いられることがあります。

**くずし字の解読** 一つの字にいくつものくずし方があり、同一文書内で多様なくずし方がされていることも少なくありません。この文書には「候」が五回登場しており、くずし方は三通りあります。

⑥「可奉存候」(存じ奉るべく候)の、最後の太くなった個所も「候」です。この部分は、これに続く最後の「以上」との続きを考えると、「可奉存、以上」では文章として違和感があるので、この間の部分を「候」と判断しています。

このように、文書は文章の流れを読み取ることが必要で、読む練習を重ね用法を習得していくと、「候」

の有無も判断できるようになります。とはいってももの、くずし方を覚えることも必要です。⑦の「晩」などは、その一例でしょう。ただし、前後の「十六日」と「虫送り」から、「晩」であることが推測できます。

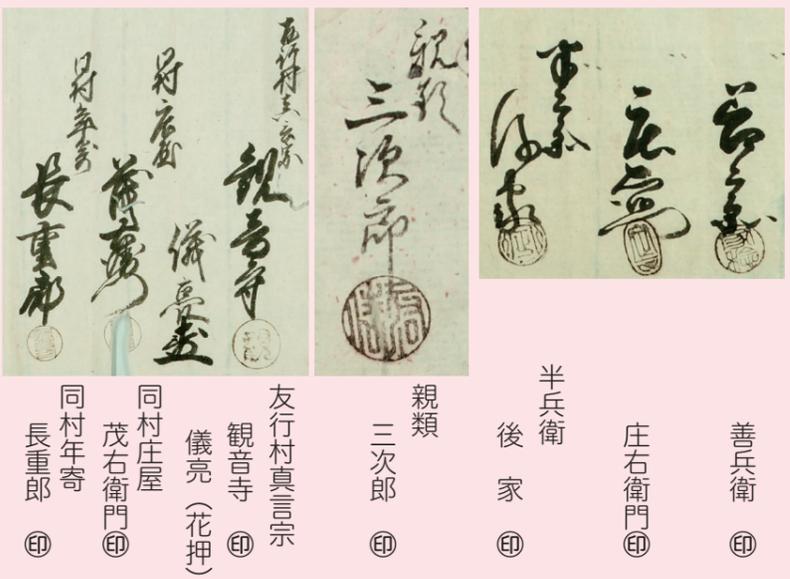
文書館や図書館に行くくと、数種類の古文書解説辞典が並んでいます。これらの辞典は、書かれている文字の推測が付いてはじめて役立ちます。「晩」であると推測すれば、部首である「日」、あるいは「バン」という読みで該当頁を探し、そこに載っているくずし方

と見比べて判断します。

古文書解説辞典があれば文書が読めるというわけではなくて、推測できるようにならなければ辞典を活用することはできません。とりわけ、文章の流れから読み取ることができない地名や人名といった固有名詞の判読は、くずし方を知らないと思戦苦闘することになります。

**地名と人名** 地名は、都道府県ごとの『角川日本地名大辞典』（角川書店）や『日本歴史地名大系』（平凡社）、

【名前と印鑑】



【様】



【接頭語】



善兵衛 ㊦

庄右衛門 ㊦

半兵衛

後家 ㊦

親類

三次郎 ㊦

友行村真言宗

観音寺 ㊦

儀亮(花押)

同村庄屋

茂右衛門 ㊦

同村年寄

長重郎 ㊦



立会相改候

被相渡候上八



相勤罷有候内



罷越候而

また、史料館には「尼崎の近世古文書を楽しむ会」という自主グループがあります。これとは別に、尼崎市立中央公民館では尼崎郷土史研究会による古文書講座も開設されています。いずれも初級者コースがありますので、これから古文書を勉強してみたいという方は、こういったグループや講座を利用するとよいでしょう。

**「読む」から「調べる」へ** 文書を使って調査・研究を行なうには、まず文書の意味を確定する必要があります。引き続き、さきほどの道意新田の文書を使って、その意味内容を確認してみましょう。近世文書の特徴である「候文」は句読点がなく、一つの文章が大

【意味】

恐れながら書付にほんブログ村お願い申し上げます。  
当年の立毛・綿に害虫が付きましましたので、松明・鐘・太鼓を用いて、明十六日晚に虫送りを行ないたくお願い申し上げます。  
右の願いの通りに仰付け下されましたならば有り難く存じ上げます。

道意新田庄屋  
治左衛門 ㊦  
安永四未年  
七月十五日  
同村年寄  
太右衛門 ㊦  
岡部奥太夫様

変長いこともしばしばです。そのため意味を確定するには、主語と述語を見極めることが不可欠です。そのことに注意して読むと、左上のような意味になります。つまりこの文書は、農作物の害虫を村外に送り出す虫送りの許可を求める願書です。虫送りは、かつて日本の農村で広く行なわれていた呪術的行事でした。大勢の村人が松明をともし、鉦・太鼓をたたいて田を回り、村はずれまで送り出す許可を願っています。文書の冒頭に書かれる「立毛」(りつもう、たちげ)は、収穫前の農作物のことで、旧暦七月という季節を考えると稲ということになります。「毛」は「毛付」「作毛」「毛見」などと、文書ではよく用いられる字です。「立毛」に続いて書かれる「綿作」は、稲と同時期に栽培します。「立毛」や「虫送り」といった現在ではなじみが薄い用語の意味を調べるには、日本史辞典や古文書用語の辞典類のほか、『日本国語大辞典』全二〇巻(第二版全二三巻・別巻一、小学館)が役立ちます。道意新田は、一七世紀に大坂町人や大坂近郊農村の百姓らが主導して開発された、尼崎城下から見て西方約二キロの臨海部に位置する新田村です。厳しい耕作環境でしたが、入植者たちの努力により寛文九年(一六六九)には最初の検地が行なわれ、この文書が作られた安永当時には、他村と同じように村人が集まり虫送りを行なう村になっていたことがわかります。尼崎藩領の村なので、宛先の「岡部奥太夫」は尼崎藩の役人であったと考えられます。

【論点を発見する】

虫送りを行なうために、なぜ領主である尼崎藩の許可が必要だったのでしょうか。史料に手がかりがないかよく読んでみると、虫送りという近世の人々によく知られた行事であるにもかか

『旧高旧領取調帳』(近藤出版社、東京堂出版再刊)などで調べると、見当を付けることができます。『旧高旧領取調帳』の内容については、国立歴史民俗博物館のデータベースで検索することも可能です。これらに加えて、現尼崎市域の地名であれば『尼崎地域史事典』や『尼崎の地名』が役立ちます。

一方、人名については、成人男性の名前は「右衛門」「左衛門」「吉」「助」「蔵」「兵衛」などとパターン化されています。「右衛門」と「左衛門」の区別はむずかしいことが多く、熟練者でも判断に迷うことがしばしばあります。女性の名前は平仮名であることが多く、宗門改帳などでは名前を記さず、「女房」「母」といった属性でもって記される場合もあります。

**押印と敬称** 釈文では、原文書に押印されている場合は「㊦」あるいは「(印)」、控えや下書文書で「印」という文字が記されている場合は「印」と表記するのが一般的です。この文書は村役人が実際に押印しているのので、釈文には「㊦」と記しています。なお、花押は「花押」と表記するのが通例です。

「様」「殿」といった敬称のくずし字も多様ですが、楷書に近いほど厚札とされます。敬意の度合いが低い場合は、平仮名で「の」と記されることもあります。

**古文書解読の習得** 文書が読めるようになるには、根気強く、継続して読むことが大切です。地域研究史料館には、『尼崎市史』第五巻・第六巻に釈文を掲載した原文書が多く収蔵されています。原文書と釈文を見比べながら読む練習を重ねていけば、想像以上に早く、読むことができるようになるでしょう。市史掲載の釈文を読んで用法を勉強するだけでも、上達のスピードは格段に上がります。

ならず、松明・鉦・太鼓を用いることに触れているのが気になります。

まず、日本史年表を参照して安永四年(一七七五)前後に手がかりとなることがないか調べると、明和七年(一七七〇)四月に幕府が高札により、徒党の厳禁を周知したことが知られます。そこで次に、幕府法令が収録される『御触書集成』『徳川禁令考』を調べると、「徒党強訴逃散訴人之儀高札」が該当法令であること、この法令には「何事によらず、よろしからざる事に百姓大勢申合せ候を徒党となへ」と記されていることがわかります。徒党は江戸時代初頭から厳禁でしたが、とりわけこの時期、徒党を禁止する法令が頻繁に出されています。

これらのことから推測すると、虫送りで松明をともし、鉦・太鼓をたたきながら大勢の百姓が集まること

が徒党と誤認されることを防ぐため、藩に届け出たものと考えられます。これは、この文書に対するひとつの理解であり、調査・研究はようやくここから始まります。他に虫送りを届け出た文書はないか、虫送りが徒党と誤認されたことはないのか、虫送りで処罰された事例はないかといった具合に、調査・研究の対象は広がっていきます。

古文書の字が読めることから、さらに調査・研究へと広げていくことで、江戸時代の理解も深まります。意味を確定し、論点を発見するという営みは、現在を生きていくために必要な思考の訓練にもなるでしょう。

〔執筆者〕 岩城 卓二

### 第三節 〈実践編〉

#### 「近世文書を読む」

## 家出帳

### 「研究を通じて」

### 「通説を見直す」



「家出之者届留帳」  
(天保十二年～慶応二年、田中種子氏文書)

**はじめに** 江戸時代、キリスト教信仰は厳禁でした。また幕藩領主は、戦時における物資運搬、道・堤防普請等、さまざまな労働負担を領民に課しました。そのため江戸時代は、厳格に人別が管理されていた。町人・百姓たちは居所である町村の宗門改帳に家ごとに登録され、檀那寺・家族構成・年齢が記載されました。婚姻・養子・奉公などで移住するときは、町村役人から移住先の町村役人に対して住人であったことを証明する人別送り状が送られ、さらに檀那寺から新しい檀那寺に寺送り状が送られます。こうして移住した町人・百姓たちは、移住先の宗門改帳に登録されました。この手続きを経ないと無宿となり、生活を続けるには支障となります。そして、こうした「厳格な人別管理」がなされていたため、人びとは著しく移動を制限され、生まれた町村で一生を終えることも少なくなかった、といわれることもあります。

しかし、実は、こうした江戸時代像の通説は、現在の研究ではかなり改められています。地域研究史料館にも、厳格な人別管理を裏付ける宗門改帳・人別送り状・寺送り状は多く残されていますが、注意深く史料を調査すると、「厳格な人別管理」という通説に疑いを抱く手がかりが記された史料に出くわします。

本項では、史料館で閲覧することができる史料を活用し、一生の間に何度も居所を変える町人・百姓とそれを可能にした「緩やかな人別管理」について明らかにした佐藤敦子「一七世紀西摂農村における人口移動」(『地域史研究』第三八巻第一号、二〇〇八・九と、岩城卓二「近世の「生存」―人口動態を中心に―」(『日本史研究』第五九四号、二〇二二・二)を素材に、調査・研究の実践例を紹介していきます。

**課題の発見** 尼崎城下風呂辻町に、丹波屋七兵衛という商人がいました。米仲買業・酒造業、酒樽に巻く菰・縄の仲買を営み、同町内に多くの屋敷地を所持する富裕な町人で、町役人も務めました。

同家の子孫に伝えられた田中種子氏文書(地域研究史料館所蔵)に、「家出之者届留帳」という文書が残されています。形状は小横帳で、天保十二年(一八四一)正月から慶応二年(一八六六)二月までの同町の家出人に関する記録です。帳面を開くと、なかなか個性ある文字ですが、幕末期といわれる時代、実に多くの人々が「家出」していたことが知られます。

そのひとつに、天保一四年正月に家出をした八丁屋八十兵衛の女子「つる」に関する記載があります(次頁「家出之者届留帳」より「つる」の記載箇所)。これによると、つるは天保六年二月一〇日に家出をしました(傍線①)。一四歳の頃だと思われます。

しばらく行方が捜査されたものの不明だったようで、一か月後、彼女は「人別外」、つまり風呂辻町の宗門改帳から除籍されました②。正規の手続きを踏まないで家出したつるは、無宿となります。ところが七年後、つるは風呂辻町に戻り、「帰参之儀御願」、つまり宗門改帳への復籍を願い出たのです③。

願いを聞いた八丁屋八十兵衛の元五人組船屋和助等三人は、家出後の居所・生活についてつるを糾したところ、大坂天満砂原屋敷の舟屋忠兵衛方で奉公しており、問題はないことが判明しました④。「何之子細も無御座」とは、奉公先で犯罪に手を染めたり、未返済の借金があるなどの込み入った事情を抱えていないということです。本人への事情聴取に加えて、舟屋忠兵衛方への問い合わせがなされたのはわかりません

### 「家出之者届留帳」より「つる」の記載箇所

乍恐以書附奉願上候

元風呂辻町

八丁屋八十兵衛

女子 つる

当卯廿式歳

右之者共天保六未年十二月十日家出仕、翌申年正月十一日御届奉申上、人別外之者ニ御座候処、此節先非悔、帰参之義御願申上具候様私共江達而相頼候ニ付、家出已来之義篤写相糺候処、大坂天満砂原屋敷舟屋忠兵衛方奉公仕、何之子細も無御座候、何卒御当地人別御帳面へ御書加へ被成下候ハ、同町塚口屋久四郎方同家仕度奉願上候、右願之通御聞濟被成下候ハ、難有可奉存候、已上  
天保十四卯年正月

元八丁屋八十兵衛五人組

船屋和助

富坂屋庄八

塚口屋久四郎

右之趣願出候ニ付乍恐奥仕候、人別御帳面へ書加へ可申候哉御伺奉申上候

名主惣代印

両御奉行当

が、つるの言い分は事実と認定され、町名主も奥書し、復籍と五人組塚口屋久四郎方への「同家」が尼崎藩町奉行に願い出られたのです⑤。

つるの肩書きが「元風呂辻町八丁屋八十兵衛女子」、船屋和助たちが「元八丁屋八十兵衛五人組」と記されていること、実家ではなく塚口屋への「同家」が願い出られていることから、父八丁屋も家出、あるいは転居していたものと思われる。

江戸時代の通説的理解からすれば、無宿になったつるは、仕事につくことも新しい住まいを見つけることも容易ではなかったはずなのですが、大坂の舟屋忠兵衛方で奉公できていたのです。大坂の舟屋は、不法就労者を抱える違法業者だったのでしょうか。しかしこの願書を読む限り、舟屋がそのような業者であったとも思われません。

「先非悔(先非を悔い)と記されていることから⑥、つるは家出が違法行為であったことを認識していることになっていますが、復籍を願い出た元五人組の面々は家出先での犯罪行為・金銭貸借トラブルの有無に関心がありません。つるの家出と復籍は、例外的なことではありませ

ん。「家出之者届留帳」には、実に一五〇件もの家出が記載されているのです。年平均六件の家出が起きていたことになりました。一家全員のことあれば、夫や妻だけが家出していることもあります。そして、つるのような復籍願いも四七件記載されています。

本来、この文書は一紙として尼崎藩に届けられたもので、「家出之者届留帳」は、これを町役人が管理用に書き写した文書です。一九世紀の尼崎城下では、町役人がこうした帳面を作成する必要に迫られるほど、

家出・復籍が増えていたのです。そこからは「厳格な人別管理」という通説とは異なる、「緩やかな人別管理」がうかがえます。

通説は修正の必要があるのではないかと。そして、高い生産力を誇った豊かな農村と思われるがちな西摂津でも、一九世紀には家出を余儀なくされ、移動を繰り返しながら生活する人々が無数にいたのではないかと。文書を読むとは、こういった些細な事実に関心を持ち、「課題を発見」する営みなのです。

**先行研究の到達点と課題** 「課題を発見」すれば、次に、先行研究では何がどこまで明らかにされているのかを確認する必要があります。

尼崎藩領農村については、『尼崎市史』第二巻のほかに、今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』(有斐閣、一九五五)、大竹秀男『封建社会の農民家族』(創文社、一九六二、改訂版一九八二)といった先行研究があります。風呂辻町の家出の記録を理解するうえで、もっとも注目されるのは、前掲の佐藤敦子論文「一七世紀西摂農村における人口移動」です。

尼崎藩の瓦林組大庄屋を務めた岡本家(現西宮市瓦林町)に伝わる文書を調べた佐藤論文によると、一七世紀の尼崎藩は、一年間の各村・家の人口移動を宗門改帳により厳格に管理していました。

万治二年(一六五九)の上瓦林村(現西宮市)宗門改帳をみると(別掲「万治二年以上瓦林村宗門改帳」)、久右衛門家は前年、戸主久右衛門・女房・男子長蔵・女子いぬの四人暮らしでしたが、一年間に長蔵の女房と下人源兵衛家族を迎えました。そして、長蔵の女房は打出村(現芦屋市)、下人家族は御代村(現西宮市)と、旧居住地が記載されています。一七世紀

【万治二年上瓦林村宗門改帳】

一、浄土宗極楽寺旦那	本役人	久右衛門
同宗	男子年廿三	女房
同宗	長蔵	
同宗	是ハ打出村善大夫むすめよひ申候	女房
同宗	年十四	
同宗	下人	いぬ
同宗	是ハミよ村之者	源兵衛
同宗	同断	女房
同宗	同断	女子年拾九
同宗	同断	むく
同宗	同断	男子年十七
同宗	同断	ほん

の同村の宗門改帳では、こうした各戸ごとの人口移動情報が記載され、末尾には村全体の人口移動が「奉公」「養子」「縁付」（婚姻）に区別されて記載・集計されています。

佐藤氏はこれらを分析し、万治元～二年には尼崎藩領外への「奉公」「養子」はみられないこと、しかし女子の「縁付」は他領にも広がっていたことを指摘しました。一年間の人口移動にどういった傾向があるのかを分析し、その特徴を明らかにしたのです。

さらに佐藤氏は、延宝元年（一六七三）、同二年、元

できます（同前三九三頁）。同様の条項は承応三年（一六五四）正月令にもみえます（同前三九五頁）。このことから、一七世紀中頃の尼崎藩では、領民が奉公・養子・縁付で領外に移動することを禁止していたといえます。

ところが貞享二年（一六八五）に、この人口政策は変化しています。この年は、新藩主の青山幸督が農政の基本法令を発令した年で、四六か条からなる法令の三六条に、「御領分在々百姓之子共他所他領え養子・縁付に遣候儀、其村之庄屋・年寄、其組之郡右衛門え相達、家督相続之せかれ之外末々子共八勝手次第に可仕事」とあります（同前四〇四頁）。

この条項では、先の慶安四年・承応三年令と異なり、養子・婚姻による領外への移動が許されています。ただし、郡右衛門（大庄屋）・庄屋・年寄の許可が必要で、家督相続者以外という制限が設けられています。

では、なぜ家督相続者以外は、領外への移動が許されたのでしょうか。そこで関係する法令がないかを調べると、前年、百姓の分割相続を制限する法令が出されていることが判明します。

これは貞享元年六月に出された三四か条からなる法令の二七条で（同前四一七頁）、「百姓隠居或八家督相渡候節田畑かふわけ拾五石已下之百姓高二ツ二わけ候事堅停止、山方・浜方之働有之百姓八高拾石以下式ツ二わけ候事無用、尤高持百姓かふを式石・三石わけ遣間敷由今度被仰出候、此旨急度可相守之事」と記されています。

一七世紀の農村では、父の財産を子供たちが分割相続することが広くみられました。しかし、分割相続すると一戸の所持高は小さくなり、災害・飢饉等に見舞

禄二年（一六八九）以降の宗門改帳等の史料を分析します。それは、万治二年宗門改帳で確認できた奉公・養子・縁付のあり方が、その後変化するのかわからないのか、まず時間軸で検討しようとしたのです。歴史研究において時間軸は、事象を位置付ける重要な指標となります。

奉公は、万治二年には周辺農村が中心でしたが、町場として発展していた西宮や、尼崎・大坂へと次第に広がっていきました。また寛文一三年（延宝元・一六七三）以降は「他国上下」という奉公があることも判明しました。「他国上下」とは、村に戸籍を置いたまま江戸や房総半島において稼ぎを行なうことをいいます。二〇歳代後半の男子であることから、一〇～二〇歳代前半が主流である年季奉公をするには高齢となった男子が、長期の雇用を求めて出稼ぎをする術であったようです。

養子は、延宝二年までは近隣の村々が中心でしたが、元禄に入ると西宮、さらに尼崎・大坂への比重が高まります。そして男子の場合、奉公よりも養子による移動の比重が高まることを、佐藤氏は発見しました。奉公・養子が村から都市、特に大坂へ拡大していくのに対して、女子の縁付は近隣村が中心でした。

次に、佐藤氏は上瓦林村周辺一七か村の人口移動を分析します。一村だけでなく面（地域）での分析を加え、上瓦林村で明らかとなったことが特殊か、近隣村では共通してみられた現象なのかを考えようとしたの

われると、たちまちに生計が立ちゆかなくなるという危険性がありました。貞享元年令で分割相続の基準となった一五石は、おおよそ二一反以上の田畑に相当します。しかし、『尼崎市史』第二巻の分析によれば、一七世紀後半の西摂津農村では五反以下の百姓が中心で、これらの百姓は所持する田畑だけで再生産を行なうのはむずかしかったと考えられています（第五章第三節三「近世初期の農村構造」）。分割相続を続けていけば、こうした百姓が増加することになったのです。

そこで尼崎藩は、分割相続を制限したと考えられます。しかし、人口移動を制限したままだと領内は田畑を相続できず、生活苦に陥った領民で溢れてしまします。貞享二年の家督相続者以外の養子・縁付による他領への移動の容認には、こうした背景があったといえるでしょう。

事象と事象、この場合であれば分割相続の禁止と村の社会構造、そして人口政策の方針転換の間に関係性を見出すことが、歴史研究には必要です。歴史の大きな流れを発見し、そのなかで個々の事象を位置付けなければなりません。

奉公による他領への移動禁止も緩和されています。貞享二年令三五条には、「年季奉公に罷越もの先にて出せいたし、手代に成、妻子を持候者八代官へ相断へし、奉公に遣候もの無断先々にて私として有付候ハ、可召戻事」と記されています（市史第五巻四〇四頁）。

江戸時代、長男・次男、男女を問わず、ほとんどの子供たちは一〇歳を過ぎると商家・百姓家に奉公に出されました。ただし期間に制限があり、一〇年前後で生家に戻ります。この条項では、奉公先で仕事ぶりが認められ手代になり、家族を持った場合は、藩の代官

です。その結果、上瓦林村の人口移動のあり方は、周辺農村にも共通することが明らかとなりました。上瓦林村については、女子の縁付を中心に分析した川口洋「尼崎藩領西摂一農村の通婚圏」（『地域史研究』第二巻第二号、一九八三・二）がありますが、佐藤氏は分析を奉公・養子にも広げることで、西宮・尼崎・大坂、特に大坂への養子が増えることに注目する必要性を説きました。そして、奉公・養子は村・家の余剰労働力の放出であり、このことが西摂津における商業的農業発展を支える背景としてあったのではないかと指摘しています。

**尼崎藩の人口政策** 佐藤論文は、まず時間軸で分析し、次に周辺農村、そして人口移動の契機を広げて分析することで、多くの重要な事実を明らかにしました。その一方で、この論文を本項のテーマの先行研究としてみた場合、その問題点・課題は、尼崎藩の人口政策の展開にほとんどふれていないことでしょう。

「厳格な人別管理」を行っていたのが幕藩領主である尼崎藩であれば、その政策基調と変化を検討しなければなりません。とりわけ、「家出之者届留帳」という帳面を作成する必要があるほど家出が多発する一九世紀の人口移動を理解するには、尼崎藩の人口政策の展開を跡付ける必要があります。前掲の岩城卓二「近世の「生存」―人口動態を中心に―」は、それを検討しました。

一七世紀の尼崎藩の主要な法令は、『尼崎市史』第五巻の「四 尼崎藩の藩法」に掲載されています。掲載法令から人口政策に関わる記載を探すと、慶安四年（一六五二）正月令に、「男女共二他国他領へ奉公・養子又ハ縁付二遣し申間敷候御事」という条項が確認

の許可が得られれば、そのまま奉公先で一家をなしても構わないとされています。ただし、無断で奉公先に居着くことは厳禁とされており、依然として尼崎藩が人口移動に強い関心を持っていたことがわかります。生家に家督相続人がいる場合、という条件付きでした。このように尼崎藩の人口政策は、他領への移動を全面禁止する方針から、一七世紀後半には容認へと転換したことがわかります。それは、余剰労働力となった領民が、領外に移動できるように政策を転換する必要に迫られたからでした。

これは政策基調の変化で、実態が必ずしもそうであったというわけではありません。歴史研究では、しばしばこの点が混同されますが、佐藤論文が指摘するように、縁付では解禁前から他領への移動が起こっていました。それは、藩の主たる関心が田畑耕作者、普請等労働力となる男子の確保にあったからでしょう。幕藩領主の人口政策は、男女で扱いが異なったのです。

また、男子も含めた養子・奉公による他領への移動も、貞享二年令以前から行なわれていたと思われるかもしれません。政策によって初めて新しい事態が生じるということもありますが、この場合は政策が実態を追認した、換言すれば先行する社会の実態が幕藩領主の政策を転換させた、ということになるでしょう。

**一七世紀後半以降の人口移動** 佐藤論文は、おもに一七世紀を対象とする研究です。では一八世紀以降、どういった事態が生まれていたのでしょうか。そして、冒頭のつるの家出・復籍は、どのような歴史的積み重ねの結果なのでしょう。課題は、さらに新しい課題へと連鎖していきます。

そこで次に、前掲の尼崎藩大庄屋・岡本家文書に残

【元禄一六年浜田村小兵衛一家の引越願い】

乍恐書付を以御訴詔申上候

家持年七十一  
小兵衛  
年五十一  
女房  
女子年三十一  
さん  
男子年十九  
長松  
男子年十二  
岩松

家内五人

右之小兵衛近年病者ニ罷成、殊無高之者ニ御座候故身躰不罷成、浜田村ニて渡世可仕様無御座候ニ付、北伝法七兵衛と申者小兵衛ためニハ妹婿ニて御座候、依之一家共伝法へ引越候ハ、似合之商致させ、其上はごくミ可申と七兵衛申候間、此者共願之通彼地へ被遣可被下、尤村中何之障も無御座候、御慈悲之上被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

元禄十六未年十一月

浜田村願主  
小兵衛  
同村庄屋  
五郎兵衛  
同村年寄  
六左衛門  
同断  
御郡代様  
御代官様  
与三右衛門

「養子縁付他領江連来者窺帳」という文書をみていきましょう。これは、大庄屋が管轄する組内村々二〇か村の人口移動をまとめたものです。この文書に、元禄一六年一月に現尼崎市域の浜田村から大坂近郊農村である摂津国西成郡北伝法村に引っ越した小兵衛一家の記録があります（別掲「元禄一六年浜田村小兵衛一家の引越願い」）。

小兵衛一家は女房と三人の子どもの五大家族でした。田畑を所持しない無高で、厳しい生活を送っていたものと推測されますが、一家を支える小兵衛が病に倒れ、浜田村では「渡世可仕様無御座」、つまり生きていく術がありませんでした（傍線①）。小兵衛一家の窮状を見かねたのでしょう。北伝法村で暮らす妹婿七兵衛が「似合之商致させ、其上はごくミ（育み）可申」と救いの手をさしのべてくれたので②、引越の許可を村役人とも藩の郡代・代官に願いました。

小兵衛一家が生きていくには、引越が必要でした。同様の事例は他にも確認でき、親類だけでなく、知人を頼りに引っ越すことも

ありました。また、人生において何度も引越を経験する人々もいました。尼崎藩が他領への移動を認めた一七世紀後半、生きるために引越をしなければならぬ人々がいたのです。一七世紀後半は「平和」が定着し、村々は商品作物生産により活況を呈していたとされますが、すべての人々がその恩恵に預かっていたわけではなかったのです。

とはいうものの、引越は無条件に認められていたわけではありません。小兵衛であれ妹婿七兵衛が「似合之商」を紹介し、生計の世話をすることが条件でした。何の当てもなく、逃げるように居所を去ったわけではありません。親類や知人は、生活が軌道に乗るまで責任を持ってくれたのです。「村中何之障も無御座」③、村中に何の支障もないことも条件でした。これは、浜田村で借金等トラブルがない、ということでした。また、田畑を放棄して引っ越すこともできませんでした。

佐藤氏は、一七世紀後半に奉公が減少し、養子が増加すると述べています。そこで「養子縁付他領江連来者窺帳」をみると、岡本家が管轄する二〇か村から多くの男子が大坂へ養子に出されたことがわかります。年齢は一〇代前半から二〇代前半が多く、これは奉公に出される年齢と同じです。

奉公は年季期間が終わると帰村しますが、「養子縁付他領江連来者窺帳」によれば、養子先を不縁となり、帰村する男子が少なくなかったことがわかります。また、一つの村から大坂の同じ町人家に複数の男子が養子に出されているという不可解な現象もみられます。親類が養家となっていることも少なくありません。こうした事実をふまえると、奉公に代わって主流となる養子は、余剰労働力の放出手段であったと考えら

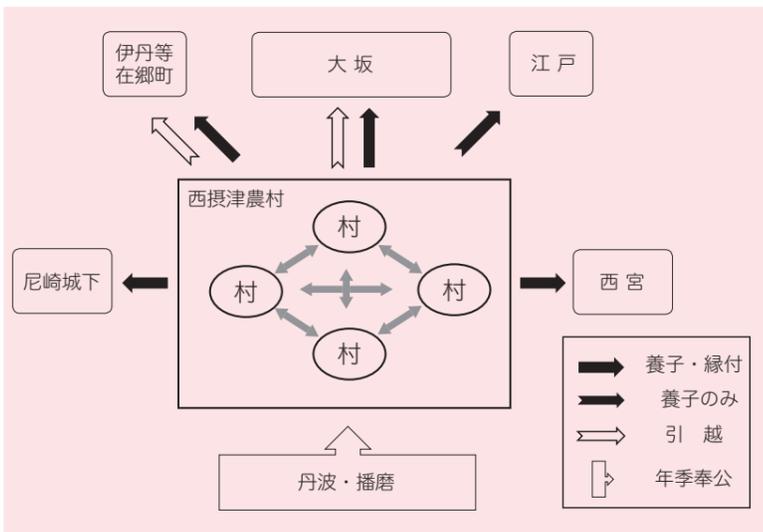
れます。

そして、村々の余剰労働力の放出手段の主流が大坂や尼崎城下といった都市への養子になると、村で必要な農業奉公人は播磨・丹波から迎えられようになっています。人口移動は領内を越えて連鎖しているのです。

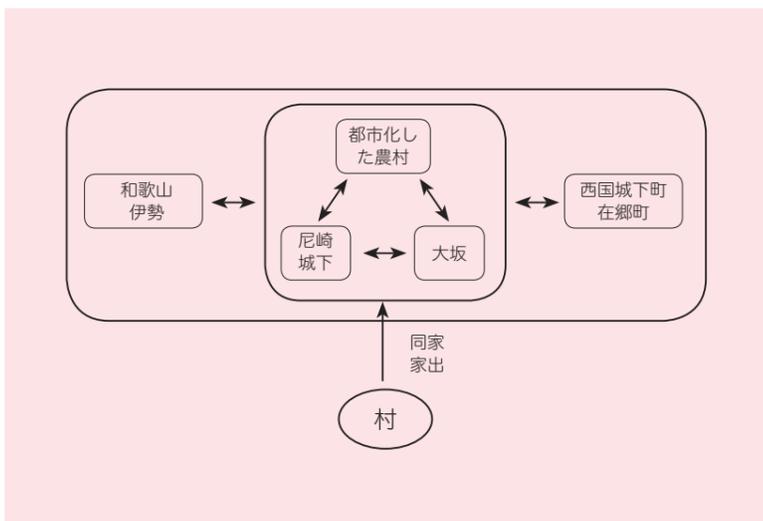
これらのことから、一七世紀後半の西摂津農村の人口移動を図示すると、(図1)のようになります。

**都市間の移動、そして家出へ** 奉公・養子・引越では理由・移動先が確認され、移動先で生きていける用意があるのが問われました。ところが一八世紀にな

(図1) 17世紀後半の人口移動



(図2) 「つる」が生きた時代(19世紀)の人口移動



ると、農村からの人口移動に新しい方法がみられるようになります。尼崎城下への「同家」による移動です。「同家」の実態は不明な点が多いのですが、借家よりも厳しい環境にありながら、しかしそれでも村よりは働き先に恵まれる都市へ移動しなければ生きていけない人々が増えていたのです。

尼崎城下で「同家」をはじめた人々には、数年後大坂やその近郊農村へ移動する者も少なくなかったようです。一度村を離れると、再び帰村することは容易ではなく、仕事を求めて都市から都市を移動しながら生き延びるしかできなかったのだと思われます。

この移動でも、理由・移動先が確認される正式な手続きが必要でしたが、一八世紀に入ると、手続きを経ずに移動する者が後を絶たなくなりました。それが「家出」でした。それは、生きていく術、手助けしてくれる親類・知人がいなくとも、移動しなければ生きていけない人々の増加を意味します。冒頭の「つる」は、こうした境遇に置かれた一人だったのです。

家出をする人々は、正規の手続きをふむ人々よりも広範囲を移動しています。生きる術を求めて家出を繰り返し、伊勢、和歌山、京都、瀬戸内沿岸の城下町・在郷町を転々としながら、生きながらえたのです。

このような実態が積み重ねられると、幕藩領主も町村も、簡単な尋問で復籍を認めなければならなくなりました。家出を容認する以外に、有効な政策を採ることができなかったからです。「家出之者届留帳」は、こうした時代状況を反映する文書だったのです。

一九世紀の人口移動を図示すると、(図2)のようになります。一七世紀後半と比べると、人々の移動のあり方は大きく変容していることがわかります。

人口移動の変容は、これ以外にも複雑な事情が絡み合っています。歴史研究は複雑に絡み合う糸を解きほぐす営みなので、図示するとそれらが見えにくくなり単純化されますが、何が重要な事実であるかを整理することも必要でしょう。

(注)

(1) 丹波屋七兵衛家の商業活動については『図説尼崎の歴史』近世編第一節3「尼崎城下の商人」参照。

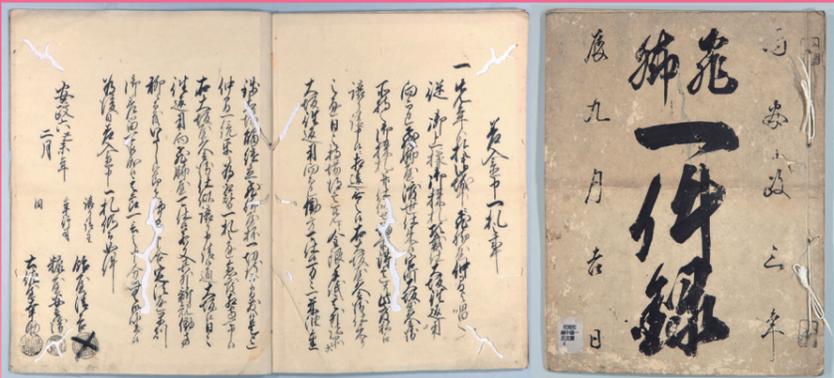
(執筆) 岩城 卓二

### 第三節 〈実践編〉

#### 1 近世文書を読む

## 城下町尼崎の調査・研究

―課題の設定、新たな史料の発掘―



綿中雄一氏文書 安政3年「飛脚一件録」表紙と、安政6年「差入置申一札之事」の部分  
本項（研究事例3）参照

**はじめに** 江戸時代の尼崎は、幕府の軍事拠点である大坂城の西の守りとして重視されました。その地位は軍事的緊張が緩むと低下しますが、軍事的機能を維持するため、城下町尼崎周辺には近世を通じて藩領が配置されていました。城下町尼崎は、兵庫・神戸・西宮等周辺諸都市の成長に押されながらも、藩領農村だけでなく大坂・京都市場向け、あるいは西摂津・西国向け物資の流通拠点という位置を保っていました。

しかし、大坂・兵庫のような豪商はいなかったようです。明治五年（一八七二）四月三日、軍事施設としての利用が可能か否かを確かめるため、尼崎城の巡視に訪れていた政府役人は「尼崎城下は、戸数は一定数を算えるが豪商がない」「大半は雑商で、家屋も粗末である」と評価しています。<sup>1)</sup>

明治以降、城下町尼崎を苦境に陥れたのが、明治七年五月の大阪・神戸間の官設鉄道開通です。主要都市を最短路線で結ぶという政府の方針から、路線は城下町尼崎から離れた場所に敷かれ、最寄り駅はやや距離がある神崎駅（現JR尼崎駅）となりました。

この鉄道の開設は、城下町尼崎を代表する生魚市場に深刻な打撃を与えました。明治初年の尼崎の様子について、旧尼崎藩士家に生まれた畠田繁太郎は「尼崎の魚市場というのは、昔京都への唯一の供給地であり、禁裏朝廷御用を務めていたこともあって力を持っていたようです。ところが東海道線が開通し、京阪の交通が淀川からこの汽車に移ると、尼崎はまるきり手も足もでなくなりました。親伝来の家業も、猿が木から落ちたように機能が年々じりじりと弱り、魚問屋も没落することになりました」と、証言しています。<sup>2)</sup>

『尼崎市史』は、第一巻第五章第五節二に漁業と生

魚問屋について叙述しており、第六巻に徳田善五郎氏文書（碓屋）などの関係史料が収録されています。地域研究史料館は、この徳田氏文書をはじめとする生魚問屋の文書を収蔵・公開しています。『尼崎市史』以降まとまった研究がなされていませんが、こういった文書をしていねいに読み込むことで、城下町尼崎の研究が今後さらに大きく進展することが期待されます。

歴史研究は、ややもすれば先入観に強く影響されます。政府役人や畠田繁太郎の証言、さらに大坂・兵庫という大都市にはさまれた城下町尼崎に、江戸時代の全体像に関わるような事実など発見できそうもない、というものです。そして、魚問屋以外に質量とも豊富な史料群を見出すことができなかったことも、市史以降研究が停滞した大きな理由のひとつでしょう。

城下町尼崎が流通拠点であったことは共通認識となつているといえますが、その実態が知られるような研究蓄積は少ないのが実情でした。しかし近年、城下町尼崎の商業・流通に関する研究は進展しつつあります。本項では、こういった近年の代表的な研究事例を紹介します。課題設定や史料の発掘・利用の具体例を通じて、調査・研究の方法を学んでいきましょう。

**〔研究事例1〕肥料商** 城下町尼崎周辺の農村では、家族の耕作規模を越える広い土地をもつ農民が、他の農民に小作させるのではなく、奉公人や日雇いを雇いみずから経営する方式が広くみられました。「富農」と呼ばれ、江戸時代の研究では「摂津型」農業経営として知られています。戸谷敏之氏の提起を今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』<sup>3)</sup>（有斐閣、一九五五）や、山崎隆三『地主制成立期の農業構造』（青木書店、一九六二）が深化させ、その視点は『尼崎市史』にも

継承されました。その研究的意義については、本章第一節〈入門編〉に詳しく解説したところです。

この摂津型農業経営は、木綿・菜種等の商品作物の作付けのため、干鰯・鯰<sup>ほしか</sup>・鮭<sup>にしん</sup>・粕といった購入肥料を大量に投下する特徴としていましたが、やがてうまくいかなくなり、小作人に所持地を貸す経営へと転換していきます。

ではこの摂津型農業経営はいつ頃まで続いたのか。今井・八木・山崎氏らの問題提起以降、学界では大きな論争が起こりました。今井・八木氏は肥料値段の高騰を転換の大きな要因としましたが、農民が肥料を購入する肥料商の経営実態は、まったくといってよいほど明らかにされませんでした。大坂・兵庫等から肥料を購入し、周辺の農民に販売する肥料商が尼崎城下にあったことは知られていましたが、経営の実態がわかる肥料商の文書が発見されなかったからです。

尼崎城下では、江戸時代の早い時期から干鰯を小売りする商人が店を構えていました。その一軒が梶家です。梶家は、近世初頭には大物町に居住していたと伝えられます。その後、中在家町<sup>なかさいけ</sup>に居を移したと考えられ、同町の町役人も務めました。

同家の文書は、現在、地域研究史料館と尼崎市教育委員会に所蔵されています。前者で特筆されるのは慶応二年（一八六六）の「中在家町町絵図」二冊で、この文書を用いて中在家町の空間構成が明らかにされました（本章第二節〈史料編〉7コラム「中在家町の空間復元」参照）。他は金融関係証文が中心で、残念ながらこの文書群だけを使って肥料商としての全貌を知ることができません。

一方、後者は経営に関わる帳簿類が多いことが特徴

です。しかし、史料の一部は紹介されてきたものの、その全面的な分析には手が付けられていませんでした。経営帳簿の分析は相当な時間を要しますが、十分な成果が得られないこともあります。最初に研究史を検討し、的確に課題設定を行なわなければ、数値の背景にある事実を読み取ることができません。また、学界ではある研究テーマについて、関心が集中する時期と、ほとんど関心が払われなくなる時期があります。

農業経営研究は戦後から一九七〇年代までは盛んでしたが、八〇年代以降は低調で、それと連動して尼崎周辺を含む畿内の肥料商への関心も低下しました。梶家の経営分析が、文書の発見と同時に関心を集めなかったことも、こうしたことと関係していると思われる。

肥料商としての梶家の経営分析に目が向けられるようになったのは、九〇年代半ば以降、干鰯流通について重厚な研究が発表されるようになったことが一因でしょう。原直史『日本近世の地域と流通』（山川出版社、一九九六）の江戸を中心とする干鰯市場の検討と、中西聡『近世・近代日本の市場構造』（東京大学出版会、一九九八）はその代表作です。とくに中西氏の研究は、畿内の肥料市場研究に大きな示唆を与えました。氏によると、安政二年（一八五五）、幕府が箱館・蝦夷地を幕府領としたことで、北前船による北海道から大坂への産物輸送が盛んとなり、畿内商人も鯰×粕の買い付けを行なうようになります。結果、畿内では関東産干鰯から鯰×粕へと魚肥の転換が起こりました。そして幕末期の畿内農村では、商品生産が進展し、肥料需要を増大させていたと指摘しています。

この中西氏の研究を評価しながらも、畿内以外での商品作物生産の発展と魚肥価格の高騰により、幕末期

畿内農村の木綿・菜種作は行き詰まっていたとされてきた研究史を、総合的に理解できないことに疑問を抱いたのが白川部達夫氏です。氏は畿内肥料市場を検討するために産地から大坂・兵庫の問屋・仲買までを分析対象としましたが、とくに農民に販売する小売商の検討が不可欠としました。

やや専門的な研究の流れを述べたのは、研究はこうした先行研究や、他の研究者との対話によって深化していくということを理解していただきたかったからです。どれだけ優れた研究であっても、それに刺激される人がいなければ研究は深化しません。調査・研究には、「これを知りたい」という興味関心が第一ではあります。研究史を理解し、それをふまえて課題を設定することも大切です。地域研究史料館には多くの専門書や論文が所蔵され、研究の道案内をしてくれる担当者もいますので、その力を借りながら的確に課題を設定することが、結局は調査・研究を深化させる近道となるでしょう。

**経営帳簿の分析** ここまで述べてきたような畿内肥料市場研究の課題を的確に把握し、最初に梶家文書の帳簿類の分析に取り組んだ研究である白川部達夫氏の論文「幕末維新期における畿内先進地域の肥料商」（一）<sup>4)</sup>（『東洋大学文学部紀要』史学科篇第三四・三五号、二〇〇九・三、一〇二〇・三）を参照しながら、調査・研究の手法を学んでいきましょう。

史料を分析するにあたって大切なことは、たとえば家の文書であれば、その家の歴史と文書の性格を把握することです。梶家の場合はどうでしょう。

干鰯を扱う肥料商であった梶家は文政九年（一八二六）に両替店を開業し、安政六年には酒造業にも乗り



【和田正宣氏文書 寛政一二年「酒株書上帳」】

寛政十二年申年二月九日 年行司之啓  
 酒造株并造高御改被仰出名前左ニ相調記ス  
 延宝七年御改 大物町  
 一酒造株高七石五斗 安田屋嘉十郎  
 天明五巳年酒造 米高九百六拾石 但し小屋彦彦兵衛より譲り受也、尤右株兵衛門名前「」譲り受也  
 当時米高 大物町 糶屋平右衛門  
 元禄十五年御改 一酒造株高式拾石 岸田屋孫左衛門  
 天明五巳年御改 米高九拾八石 右同断  
 一酒造株高五拾七石五斗 右二株 一同 百三石七斗五升  
 右之株稲葉丹後守様御領分摂州嶋下郡上新田村七左衛門所持之株、寛政五丑年九月住吉屋小兵衛方譲り受、右株寛政六寅年能田屋久左衛門方へ譲り受、寛政八辰年五月糶屋平右衛門方へ譲り受  
 （中略）  
 右之外休株之分  
 延宝七年御改 別所町  
 一酒造株高五拾七石五斗 岸田屋孫左衛門  
 右同断 右同人  
 一酒造株高五拾五石 天明五巳年より酒造相休、於當時も相休居申候  
 元禄十五年御改 築地町  
 一酒造株高五石 右之株天明四辰年より酒造相休、於當時も相休居申候  
 延宝七年御改 塚口屋又兵衛 風呂辻町  
 一酒造株高式百三拾五石 右之株天明三卯年より酒造相休、於當時も相休居申候、以上  
 寛政十二申年二月 年行事 油屋清八 泉屋半兵衛 同  
 右之通御上様え書冊、番町へ書冊、大行事ニ書冊所持也巳年造り来り  
 合式拾壹株  
 元株高四百七拾四石三斗三升六合  
 天明五巳年御改  
 米高壹万式千三百式拾八石七斗五升  
 当時造米高  
 合

〔石川道子「尼崎城下の江戸積み酒造業」の史料翻刻を引用〕

にも宝塚や伊丹、灘、池田といった周辺地域の史料にも関心を向ける必要がある、ということでしょう。

史料はあちらこちらに眠っており、その価値がわかる人に発見されることを待っています。

〔研究事例3〕飛脚屋 大坂の商工業内である延享四年（一七四七）『難波丸綱目』には、江戸飛脚・京飛脚のほか、伊丹池田飛脚・摂州三田飛脚・摂州兵庫飛脚等、大坂と周辺地域を結ぶ飛脚屋が記されています。

残念ながら尼崎飛脚は記載されていませんが、領主支配の拠点である城下町・陣屋町、経済の中心である在郷町には飛脚屋が不可欠でした。肥料商・酒造業者が広範囲で取引するのに飛脚が必要だったからです。

城下町尼崎の飛脚屋の実態は、長い間ほとんど知られていませんでした。はじめて尼崎飛脚屋の実態に迫ったのは、酒造研究と同じ石川道子氏の論文「尼崎

【綿中雄一氏文書 安政三年「飛脚一件録」のうち 安政六年「差入置申一札之事」】

差入置申一札之事

一先年より於御城下ニ飛脚屋仲間と唱へ、從 御上様御株札頂戴仕、大坂往返用向而已飛脚屋渡世仕来候、宮町大坂屋久兵衛所持之御株札并仕似世場所・得意共、今度私え譲り請申候ニ相違無之候、右大坂屋久兵衛仕来之通、日々持場得意先き金銀手紙其外諸品等大坂往返用向而已働方可仕候、万々一米油金銭相觸触立飛脚屋杯一切致間敷候（以下略）

安政六巳未年

二月

取締方惣名代  
木屋太助殿

〔石川道子「尼崎の通運業―城下の飛脚仲間から尼崎陸運組合へ」の史料翻刻を引用〕

小西家文書の調査・研究に携わって以来二〇年以上アンテナを張り続けたことが、和田家文書との出会いをもたらしたといえるでしょう。すぐに適切な史料に出くわすことは、むしろ少ないといえます。疑問・関心を持ち、アンテナを張り続けること。歴史研究には、そうした辛抱強さが求められます。

和田家文書には、尼崎城下の酒造業者の屋号・規模・酒株の移動、造石高等が記された文書が残されています。これにより、「尼崎大部屋日記之写し」（白嘉納家文書、関西学院大学図書館所蔵）のように、断片的な事実が知られる文書にも活用の道が開かれました。枝葉であった史料も、幹となる史料が見つかることで連鎖し、大きな樹木となったのです。

「酒株書上帳」の分析 酒造には米が必要ですが、米は食料であり、米価は領主財政を左右するため、幕藩領主は酒造業を統制しました。酒造株を設け、株高を決め、米の豊凶によって酒造高を調整しました。

城下酒造業者の江戸積み高・屋号が知られる史料は発見されていましたが、断片的でした。しかし、和田家文書の寛政一二年（一八〇〇）「酒株書上帳」には、酒株の所持者・売買、仕込み日限、江戸への津出し、清酒の小売値段等、従来の史料からは知られない豊富な情報が記載されています。

「酒株書上帳」によると、当時の城下町尼崎では二五株が認められ、内二株が稼働、休株四株でした。稼働二一株の合計株高は四七四石余、造酒高は一万二、三二八石余にも及びます。株高と造酒高に開きがあることはよくあります。複数株を所持する酒造業者もあり、稼働している株所持者は一六軒です。

同帳の最初に記載される大物町安田屋嘉十郎は、株

の通運業―城下の飛脚仲間から尼崎陸運組合へ」（『地域史研究』第二八巻第三号、一九九・三）です。

石川氏が分析したのは、阪神・淡路大震災後に地域研究史料館が見出し調査した、尼崎城下大物町の綿中雄一氏が所蔵していた文書です。尼崎市では市史編集以来、史料館を中心に地域の文書の所在がていねいに確認されてきましたが、それでも新出史料はあります。史料の所在調査は、つねに継続する必要があります。

氏によると、城下町尼崎には尼崎城をはさんで東西に飛脚屋が軒を構えていました。藩の通信に関わることから株仲間が公認されており、安政期の記録では、その数は一一株でした。安政三年には文書所蔵者である綿屋平右衛門家のほか、大坂屋三郎兵衛家・灘屋平七家等が名を連ねています。

尼崎藩の書状・荷物運送に関わり、株仲間には絵符・御用提灯が渡されました。絵符とは、運送途中に特別な便宜をはかってもらえるように、尼崎藩の御用に関わっていることがわかる目印の札のことです。

飛脚屋株は譲渡されました。安政六年二月に飴屋清吉が城下宮町の大坂屋久兵衛から株を譲渡されたときの届書が残されています。「大坂往返用向而已飛脚屋渡世」（大坂行き返り用向きのみ飛脚屋渡世）とあるように、藩から公認された大坂屋の飛脚屋株が金銀・書状・荷物の運送に関わることができるのは、尼崎・大坂間のものに限られていました。大坂には江戸や各地への輸送を担う大坂三度飛脚問屋があり、その取次所が大坂周辺各所で飛脚業を営んでいました。城下町尼崎の飛脚屋も同様の業態であったと、石川氏は考えました。届書では、大坂屋の「仕似世場所・得意」が譲渡されています。飛脚屋には決まった顧客があったこ

高七石五斗でしたが造酒高は九六〇石でした。文書には「天明五巳年酒造」と記されていますが、石川氏は分析の結果、これは寛政一二年の造酒高と判断しています。史料の表記をそのまま信じるのではなく、分析を通じて判断することが求められます。

安田屋の持株は、延宝七年（一六七九）、酒株設定時からの株であったことがわかります。ただし、酒株は売買が繰り返されるので、同家が一貫して所持していたというわけではありません。小屋彦彦兵衛より譲渡された株のようです。

寛政一二年、中在家町の泉屋半兵衛は四株を所持し、造酒高は四、一四〇石にも及びました。築地町の明石屋伊兵衛は二株、造酒高は二、七四二石です。ほかに造酒高が千石前後なのが、先の大物町安田屋、中在家町油屋、別所町船屋といった業者でした。彼らは他郷と比べても遜色のない大規模な酒造経営を行ない、江戸積みを行なっていました。

尼崎の江戸積み高は、江戸入津樽数全体の一〜三％程度に過ぎませんが、寛政期には増加傾向にありました。しかし、江戸市場で酒が溢れかえったこともあって、尼崎の江戸積み樽数は減少していきます。そして株は他郷の酒造業者に譲渡され、江戸積みからも撤退し、他国売りに移りました。石川氏はこうした分析を通じて、盛時の尼崎の造酒高は一万三千石にも及び、それは池田郷に匹敵する規模であったことを明らかにされました。そして重要なことは、摂州十二郷でも江戸積みには比重を置く地域と他国売りに重点を移す地域があり、一括りにはできないという事実を指摘されたことです。

新史料の発見が石川氏の研究を可能にしましたが、氏から学ぶべきなのは、尼崎地域の歴史を研究する際

とがわかります。取締方木屋太助はこのときの飛脚屋の代表です。飛脚屋は取締方・年番を交代で務め、顧客を分割し、営業内容を管理していました。

石川氏は、別の論文「西摂の三度飛脚」（神戸史学会『歴史と神戸』第三〇巻第五号、一九九・一〇）において、すでに飛脚屋の重要性に注目していました。「尼崎の通運業」は、この関心を持ち続けたことが新しい史料との出会いをもたらし、研究を進展させた好例です。

この論文では、明治以降の通運業に紙幅が割かれています。飛脚屋が通運業へと展開していくことを明らかにした点でも、意義深い研究といえます。

おわりに 以上、既存の研究史をふまえた研究課題の設定や、新たな史料の発掘をもとにした調査・研究の進め方について、三つの事例を紹介してきました。これらの事例からもわかるように、城下町尼崎に店を構えた商家の研究は進展しつつありますが、分析できる史料は必ずしも豊富に残っているわけではありません。数少ない史料を見出し、調査・研究に利用し得ることに気づくためには、「関心を持ち続け、的確な課題設定をする」という準備を怠らないことが大切です。

〔注〕

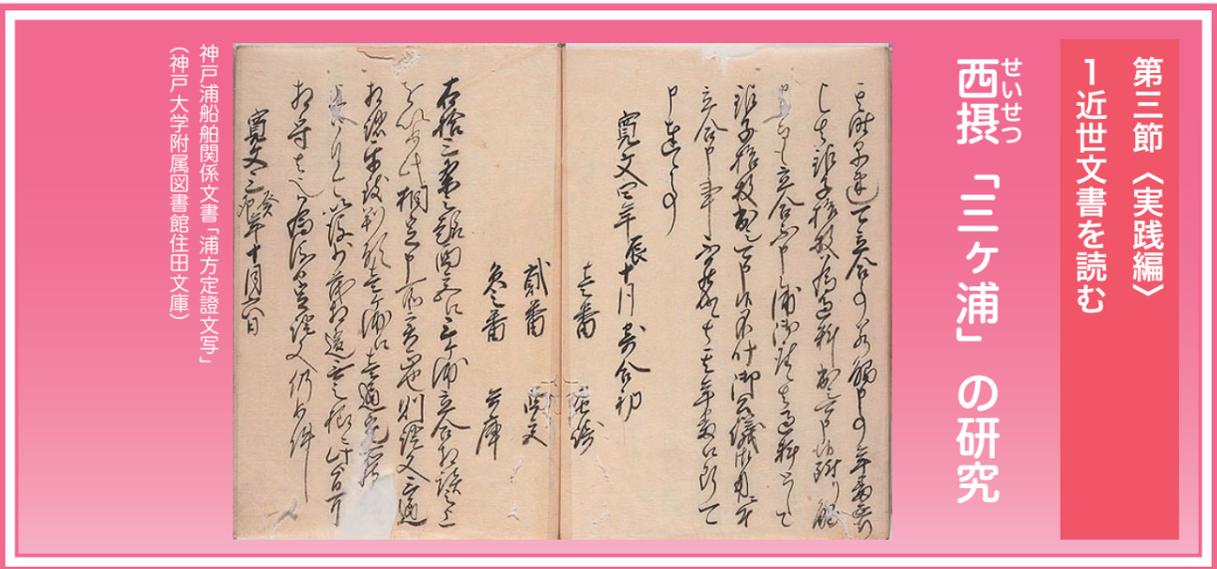
- （一）「城郭巡視日記」（尼崎市教育委員会所蔵「遠藤泰道文書」）
- （二）畠田繁太郎著『尼崎今昔物語』（萬有社、一九二七）
- 三一「福たんと手の平のボンチ」
- （三）戸谷敏之『近世農業経営史論』（日本評論社、一九四九）

〔執筆者〕岩城 卓二

第三節 〈実践編〉

1 近世文書を読む

西摂「三ヶ浦」の研究



神戸浦船関係文書「浦方定證文写」  
(神戸大学附属図書館住田文庫)

**はじめ** 近世における領主階級の移動は、陸上交通だけでなく、海上交通についても地域の人々によって支えられていました。陸上交通では「宿駅」、そして海上交通では「浦」がそれにあたり、前者では人夫と馬、後者では水主(船の漕ぎ手)と船がそれぞれ提供されました。近世の大阪湾沿海地域では、このような「浦」の存在が確認できます。

「三ヶ浦」は、尼崎から兵庫津(現神戸市兵庫区付近)にいたる西摂沿海地域において、水主・船を領主階級へ提供するための地域的な「枠組み」です。のちに述べるのとおり、三ヶ浦にあたる地域では、近世初期における「京・大坂御城御普請御用」(大坂城・二条城の石垣普請等に関わる「御用」で、主として石材運搬)、あるいは將軍の上洛、朝鮮通信使の来朝・帰帆の送迎船等に、水主・船を提供していました。さらに三ヶ浦では、水主・船提供の際にかかった費用を浦々で公平に分担する仕組みをつくりあげていました。そこで、それらを「三ヶ浦」システムと呼ぶこととし、そのシステムの①具体的な構造、②由来、③三ヶ浦を構成する浦と浦との関係、④領主支配との関わりなどの分析を行いました。また、①④の分析結果をもとに、現在、三ヶ浦と⑤大阪湾沿海の他地域(播磨国・和泉国)の比較研究を進めています。

**調査のきっかけ** 当初は、尼崎藩領時代における兵庫津の町役人について研究していました。いま少し正直に述べますと、兵庫津という都市の内部の問題にのみ関心を寄せていたのですが、史料制約が大きいくともあって、少し調査の手を広げる必要がありました。研究の進め方として、兵庫津の外側から兵庫津を眺めていく方法を採用したわけです。

さらに、三ヶ浦について史料分析を進めていくうちに、三ヶ浦を調べることは兵庫津の町役人研究にとどまるのではなく、近世領主階級の交通をめぐる地域編成のあり方、ひいては支配の特質を明らかにするにあたっての重要な素材であると考えるようになりました。「三ヶ浦」システムを歴史の分析素材としてどう取りあげるのか、その方法はさまざまにあると思いますが、そのときは、近世領主階級(幕府・藩)の地域編成の問題として考えることを選択したわけです。

このような見通し(あるいは仮説)を立てることで、研究の意義・評価付けをすることは、研究を進めていくうえで極めて重要です。とりわけ研究成果を文章としてまとめようとする場合には、まとめ方についてのひとつの指針となります。

というのも、歴史研究自体は、どこまでも広がりをもつことが可能です。すべての「関係ありそうなもの」をたどっていったら、芋づる式に次から次から事実が出てきて、収集がつかない事態になってしまいます。だからこそ、意識的に研究の目的・視角を明確にして方向性を示し、自分なりの仮説を立てたり、研究の意義・評価付けを行ったりということこそ、その都度行なうようにしています。

以上を念頭におきつつ、この三ヶ浦の調査をどのように進めていったのか、その手順についてご紹介したいと思います。

史料の分析と考察①—内容の全体像を把握する

さて、分析対象とした史料の「定証文」ですが、『西宮市史』『兵庫県史』のほかにも『海軍史料叢書』第4巻(成山堂書店、一九六九)に翻刻が掲載されており、比較的誰でも目にするところができる史料であるといえ

ます。なお、この『海軍史料叢書』を編んだ住田正一氏が収集していた海軍史料は、その後、神戸大学の前身である官立神戸高等商業学校へ住田氏により寄贈されました。先述のとおり、「定証文」はこの寄贈史料に含まれており、現在は神戸大学附属図書館に住田文庫として収蔵されています。住田文庫は、現在「デジタルアーカイブとしてウェブ上に目録とともに原本の画像が公開されており(本項タイトル画像参照)、たとえば校訂のため原本を確認したいと考えた場合などに、ウェブ上ですぐに原本画像が閲覧できるようになっています。

以上から、「定証文」は非常に利用しやすい史料のひとつといえるでしょう。それでは、この史料にはどのような内容が書かれているのでしょうか。以下具体的にみていきましょう。

「定証文」は、末尾に「享保十五戌年四月七日写之」と記されており、享保十五年(一七三〇)に作成されたことがわかります。また「写之」とあり、寛文三年(一六六三)一〇月六日に作成された証文についてその内容を写しています。そして、「浦方定証文西宮より到来」仕候二付、爰元写候而相廻申候、浦々御写し取扱成候而、御順達可被成候、「追而証文触留より西宮浦へ浦次二御戻シ可被成候」とあり、差出は「深江 吉兵衛」、宛先は「東青木浦・魚崎浦・御影浦・大石浦・神戸浦・二茶屋浦 右浦々御庄屋中様」です。つまりこの史料は、西宮浦から深江浦に届けられ、また深江浦で写しを作成したあと廻達し、最後には西宮浦に戻すよう伝えられていることがわかります。ちなみに宛名の浦はいずれも尼崎藩領域の浦です。

以上から、寛文三年に作成された「定証文」の内容

関連する史料を探すため、近隣の自治体史を含めて検索していたところ、『西宮市史』第4巻(一九六二)に「尼崎組西宮組兵庫組浦方定証文写し」、『兵庫県史』史料編近世四(一九九五)に「西宮尼崎兵庫三ヶ浦加子役定証文」というタイトルがつけられた史料が掲載されているのを見つけました。両者は同一の史料で、神戸大学附属図書館住田文庫のうち神戸浦船関係文書「浦方定證文写」(以下、「定証文」)の翻刻です。

この史料は偶然目にしたものですが、兵庫津から尼崎にいたる広範な西摂沿海地域の枠組みを示すものだったため、純粋に興味を引かれました。「気になる」史料に遭遇した、といったところでしょうか。また、当時研究を進めていた兵庫津町役人・惣代(兵庫津の公用銀を管理したり、藩へ提出する書類作成事務を行ったりする専業の町役人)の署名を確認したことから、みずからの町役人研究を進めるにあたっても参考になるだろう、と考えました。そして「もう少し調べてみよう」と思ったのが、三ヶ浦研究を進めるきっかけでした。

**研究素材としての「三ヶ浦」** 後にも述べますがうちに、その後の文献検索で、三ヶ浦は『新修神戸市史』『兵庫県史』『西宮市史』等関連する自治体史で必ず紹介されるトピックであることがわかりました。しかしながら、「三ヶ浦」とは何か?と問うた場合、冒頭で記した①④の一連の情報すべてを、各自自治体史から得ることはできませんでした。

自治体史は、地域を調べるうえでは欠かせない参考資料ですが、必ずしも各自の調査の目的、あるいは興味・問題関心に沿った叙述となっているとは限りません。だからこそ、自分なりに調べて、答えを見出す必要があります。

について、上記の浦々で確認されている様子が読みとれます。このことは、享保年間に行ったつも「定証文」の取り決め事項が、少なくとも尼崎藩領域の沿海地域のなかでは、なにがしかの意味を持つことを示しています。

寛文三年の取り決め事項については、内容を次頁の表にまとめました。それらを確認しながら、三ヶ浦について説明しましょう。

まず、三ヶ浦の「浦」ですが、この場合は兵庫津、尼崎、西宮組(西宮を中心に、兵庫津と尼崎の間に点在する沿海地域の二三の浦々の組合)について、それぞれをひとつの「所(ないし浦)」としています。ですので、兵庫津・西宮組・尼崎という三つの浦の総称が三ヶ浦です。

先述のとおり「定証文」は、寛文三年一〇月六日、三ヶ浦の代表者三九名が参会し、取り交わした証文です。同証文の全体を眺めてみると、三つの部分から構成されていることがわかります。第一に「定証文」の作成契機が書かれた冒頭部分、第二に具体的な取り決め事項、第三に取り決めの追加項目です。

後に紹介する各自自治体史の記載内容は、おおむね第二の条項を中心にまとめられたものでした。そこで、最初にその部分の内容を確認しておきましょう。

「定証文」から、三ヶ浦では、幕府等領主階級の要請に応じて、海上交通手段を「役」として提供していたことがわかります。具体的にいうと、船と水主の提供です。それでは、どのような局面で、船・水主が提供されたのでしょうか。各条文に書かれている内容を拾ってみます。

(一) 將軍及びその名代の上洛時

三ヶ浦定証文取決事項

冒 頭	
寛永21年(1644)10月26日に三ヶ浦が立ち合い、船・水主の役儀についての「定証文」を作成し、(その内容にもとづいて)毎年船水主役の勘定を行なっていた。しかし正保4年(1647)以降寛文元年(1661)まで勘定が滞ってしまった。よって寛文3年(1663)に再度立ち会い、15年間の勘定に関しては、決済を終了させた。そして、寛文2年以降の船水主役についてその決済方法を取り決めた。(それがこの「定証文」である。)	
本文(三ヶ浦代表者全員署名分)	
1	「上様御上洛」(將軍上洛)時の船・水主役は、「三ヶ浦」として高下無く務めて、終了次第に勘定をし、「三ヶ浦むらなき様二」銀子をもって差し引きすること。將軍名代上洛時も同じ。
2	異国人来朝・帰帆時の船・水主役、あるいは所々の入用は、「三ヶ浦」として高下無く務めて、終了次第に勘定をし、「三ヶ浦むらなき様二」銀子をもって差し引きすること。
3	①「上様御用」(幕府御用)、長崎その他国々からの「御荷物」「御銀」「御上使」「御公儀之囚人」上下の「御用」の時船・水主役は、…舟15艘・水主120人までは「兵庫一浦」として務める分は「兵庫役」、尼崎は「尼崎役」、中灘は「西宮組役」とする。超過分に関しては、「三ヶ浦勘定」とする。(三ヶ浦で超過分の費用については分担して負う。)
	②「御用」の時の水船・通船・番船・「御状箱送り」船は、それぞれ兵庫で務める分は「兵庫役」、尼崎は「尼崎役」、中灘は「西宮組役」とする。
4	京・大坂御城御普請御用の時の船・水主役は、船と水主がセットの(提供となる)ため、船30艘・水主120人まではそれぞれ所の役(兵庫役・西宮組役・尼崎役)、超過分に関しては「三ヶ浦勘定」とする。
5	尼崎領主参勤・帰国時伏見へ送迎の船・水主役は、船・水主とも尼崎・西宮組・兵庫は2:3:1の割合で務める。
6	「尼崎御城御用」あるいは領分において、栗石(の運送)1回につき50坪までは西宮組役、それより超過分は「三ヶ浦勘定」とする。
7	「尼崎御城」あるいは領分の「御用」において大石(の運送)1回につき20艘までは西宮組役、それより超過分は「三ヶ浦算用(=勘定と同じ)」とする。
8	「御公儀」(=幕府)ないし「殿様御自分」(=尼崎藩主)において1~7以外の「毎日御用」について船・水主入用の時は、それぞれ(命じられた)「所」の役とする。
9	伏見・大坂・堺・岸和田・岩屋・明石の6ヶ所までの船・水主役は、それぞれの「所」の役とする。それより遠い場所へ場合は、「三ヶ浦割」とする。
10	毎年兵庫津より尼崎へ「越銀」を年の暮れに100目つかわす。
11	毎年西宮組より尼崎へ「越銀」を年の暮れに400目つかわす。
12	水主賃金と船賃は、以前(寛永21年)に決めたとおりとする。
	水主1人につき1日に1匁5分ずつ、10~20石船1艘につき1日に8分ずつ、30~40石舟1艘につき1日に1匁6分ずつ、50~100石舟1艘につき1日に2匁4分ずつ。
	①「三ヶ浦算用」は「御用」を命じた「御奉行」の手形をもって勘定をすること。
	②たとえ算用の必要性がない場合であっても、三ヶ浦が立ち合って、その年の内に証文を取り交わすこと。(=その年の決算はその年内に済ませること。)
	③毎年10月中に三ヶ浦が立ち合うこと。
	④このたび「三ヶ浦年番」のくじとりをした。尼崎から寄り合いをする。
	⑤年番にあたった所は、残りの二ヶ浦へ10月初めに(寄り合いの日程等を)知らせ、(知らせを受けたら)すぐに(三ヶ浦は)立ち合うこと。もし年番が知らせを遅らせた場合は、過料として銀子10枚を支払うこと。
⑥もし触れ知らせても立ち合わない浦があったら、過料として銀子10枚を支払うこと。「御公儀御用」のため立ち合いができない時は、その年番へ断りを入れること。	
⑦寛文4年10月を寄り合い初めとする。1番尼崎、2番西宮、3番兵庫津(の順番に毎年「年番」を務める。)	
追加項目(西宮組頭・尼崎惣代・兵庫津惣代署名分)	
1	三ヶ浦定の水主役は、「尼崎城主様御自分之御用」(=尼崎藩領の御用)のときは、他領へかけず、「尼崎御領分」として務めること。
2	御公儀による通常の御状箱のほか、もし不慮の儀があって、船の航行日数が多くかかった場合や、御状箱船・水主役を頻繁に提供しなければならない場合には、「三ヶ浦勘定」とすること。

- (2)「異国人」(朝鮮通信使等)の来朝・帰帆時
- (3)江戸幕府「御用」として長崎等からの荷物・銀の運送、幕府の「上使」の通行、あるいは「御公儀囚人」等護送時の船・水主を供出(他に「水船」「通船」「番船」「御状箱送り船」等関連の船についても)
- (4)京都や大坂城普請の「御用」時
- (5)尼崎藩領主参勤交代時(伏見までの送迎)
- (6)尼崎城ないし尼崎領分の「御用」(建築関係)の「栗石」の輸送時
- (7)尼崎城ないし尼崎領分の「御用」(建築関係)の「大石」の輸送時
- (8)その他御公儀御用、尼崎藩領主「自分御用」時

こついった「御用」に際して、各浦が水主を賃金で雇い、船も賃借して提供していたようです。水主・船ともに、雇い賃は三ヶ浦で定められていました。「定証文」で三ヶ浦の全体像を大まかに確認しましたので、次に先行研究にあたる自治体史の本文を確認します。

**文献調査①―自治体史の成果の検証** 史料編のある自治体史の場合、本文編は、史料編に掲載された史料をもとに叙述されています。ここでは、三ヶ浦について記述のある各自治体史の本文編の叙述を確認してみます。該当の史料を用いて、本文編ではどのような視角をもち、何を、どこまで明らかにしているのかを調べます。こうした先行研究の調査は、自分が史料を読み解いて気づいたことが「新しい発見」なのかを確認する作業でもあり、歴史研究のうえで重要な作業のひとつです。今回は『西宮市史』『兵庫県史』『新修神戸市史』の記述をご紹介します。

『西宮市史』第一巻(一九六〇)では、主として三ヶ

浦の構成について述べられていました。『西宮市史』の特徴は、漁業や漁村の特権の問題と絡めて三ヶ浦について叙述されていることでした。漁場利用の特権を保障するものとして「浦役と呼ばれる夫役負担」をあげ、その負担は海難船舶の救助と加子(水主)役負担であるとしています。三ヶ浦は、後者の分析のなかで叙述されてきました。また、この記述のほとんどなる史料情報(Ⅱ『海軍史料叢書』第四巻)も掲載されていました。

もっとも『西宮市史』の叙述は、当然ながら西宮地域の浦々のことが中心であり、尼崎・兵庫津も含めた三ヶ浦全体について調べるには十分ではありませんでした。次に『兵庫県史』第四巻(一九七九)をみてみましょう。兵庫津の浜本陣(大名が参勤交代のさいに兵庫津で宿泊したときに用いるほか、問屋業・船宿も兼ねる)に関する叙述とともに触れられていました。特に朝鮮通信使来朝時、浜本陣が朝鮮人への応接のための施設となったことから、水主役のうち、朝鮮通信使接待時について描かれていました。水主役に関する記述は、『兵庫県史』よりも発行年の早い『西宮市史』にも触れられていることもあり、この『西宮市史』の記述を参考とした可能性があります。

次に、『新修神戸市史』歴史編III近世(一九九二)です。『新修神戸市史』には史料編がありませんが、おそらく「定証文」の記述を論拠としたと考えられる叙述がありました。そして、近世期における代表的な港湾都市である兵庫津と朝鮮使節の通行について、詳細に説明されていました。以上の自治体史からは、兵庫津・西宮組・尼崎から、朝鮮通信使通行時の護送船及

び水主が提供されていたことがわかります。朝鮮通信使の来朝・帰帆という国家的な一大イベントにおいて、三ヶ浦は重要な役割を果たしていたことがうかがえます。

『尼崎市史』第二巻では、三ヶ浦についての記述はありませんでしたが、朝鮮通信使来朝に触れ、その往復に要する費用は「国役」として地域に賦課されたことが記されていました。朝鮮通信使は国役(Ⅱ御料・私領の違いを越えて、国ごとに課される役)と密接に関わる問題であるという指摘がなされています。この点は、後に触れることにします。

以上、各自治体史の成果によって新たに知ったことは、三ヶ浦が担っているような、いわゆる①「水主役・船役」は、漁業史・漁村史研究でよく取りあげられるテーマであること、一方で各自治体史の叙述の多くは、②三ヶ浦について、朝鮮通信使の通行・接待と関連して触れるにとどまることです。なお、③朝鮮通信使接待が、国役と密接に関わっていることは、その後の三ヶ浦研究を進めていくうえで重要な手がかりとなりました。

以上の問題関心をもって、いまいちど「定証文」の内容を検討することにしました。

**史料の分析と考察②―問題関心に沿って史料を読む** 「定証文」は、全体として、武士階級の海上公用交通を支えるための地域のなかでの取り決め事項です。水主・船を提供した際、兵庫津・西宮組・尼崎のいずれかの浦の負担が過重にならないように、役を果たしたのちに地域のなかで再度負担が分担されるシステム(水主・船を多く負担した浦に、その他の浦がお金を渡す)でした。自治体史では、どのような内容の役を務めて

いたか、という点に力点が置かれていましたが、私が着目したのは、この負担の分担方法でした。

史料の文言をながめていると、その配分に一定の法則があることに気づきました。ひとつは「三ヶ浦むらなき様」（＝経費を平等に分担する）が配分原則となるものであり、もうひとつは上限を定めた「所役」が配分原則となるものでした。前者は、將軍もしくはその名代の上洛、朝鮮通信使の来朝・帰帆などが相当します。その負担は、兵庫津・西宮組・尼崎でかかった経費を平等に分担する決まりでした。後者は、それ以外の個別具体的な事例があげられています。こちらは基本的に、水主・船の提供を幕府や領主から命じられた浦で担いますが、その負担の上限を定めており、上限を越えた分については三ヶ浦全体で分担することになっていました。

また、「三ヶ浦むらなき様」という配分原則に朝鮮通信使（＝国役）が入っていることも、見逃してはならない点でしょう。「定証文」には、三ヶ浦地域の浦の三九名の署名がありました。その肩書きひとつひとつを確認すると、三ヶ浦を構成する浦は大半が尼崎藩領でしたが、そのうちいくつかの浦々は旗本知行地や大名飛び地、あるいは領主がふたり以上いる相給もありました。三ヶ浦地域、とりわけ西宮組は、所領構成としては入り組み型の構造をとっていたのです。

西宮組のうち尼崎藩領は、二茶屋浦・神戸浦・大石浦・御影浦・魚崎浦・青木浦・深江浦・小曾根浦・今津浦・西宮浦で、一方他領は脇浜浦（旗本船越氏知行所）・新在家浦（丹波篠山藩領・御影浦・大和小泉藩領）・青木浦（旗本青山氏知行所／大和小泉藩領）・今津浦（旗本伏屋氏知行所）・鳴尾浦（旗本佐々氏知行所→幕府領→丹波篠山藩領）

ちなみに、三鬼氏が豊臣秀吉の大陸侵攻との関わりで水主役を説いていたことを手がかりに、三ヶ浦の由来についても調べてみたところ、やはり三ヶ浦地域の枠組みも大陸侵攻と深い関わりがあることがわかってきました。論文のなかで、三ヶ浦の由来についてまとめることができたのは、三鬼氏の研究と出会えたおかげでした。<sup>5)</sup>

また、この三鬼氏の研究に触れたことがきっかけとなり、近世初頭の海上交通を領主階級がいかに編成していたのかという地域を越えた同時代の普遍的なテーマのなかに、三ヶ浦を位置付けて考えるようになりました。こうした問題関心のもと、和泉国・播磨国など近隣の沿海地域の水主役編成状況を分析することで、大阪湾沿海地域全体の地域編成のあり方をとらえたいと考えるようになりました。この問題についてはまだまだ課題も残っているため、引き続き研究を進めたいと考えているところです。<sup>6)</sup>

さて、二点目の三ヶ浦該当地域の所領入り組み型構造についてはですが、このような構造をもちながら国役を務めることが、地域社会にどのような影響を与えることになったのか、朝鮮通信使来朝・帰帆時に務める船・水主役を事例として検証しました。

「定証文」の追加項目では、三ヶ浦の水主役として、尼崎藩領主が「自分御用」としてかけるものについては他領にはかけず、尼崎領分で務めることなどが記されていました。このことから、寛文三年の段階で、尼崎藩領域の浦々と他領の浦々の間に、すでに負担のあり方について問題が生じていたことが予想されます。そして、こうした問題は、朝鮮通信使の来朝・帰帆のたびに、三ヶ浦地域で噴出していました。このような

です。御影浦・青木浦・今津浦など名称が重なっていますが、これらはいずれも尼崎藩領との相給でした。こうした入り組み型の構造をとっていたのは、朝鮮通信使の役が国役であったことと関係がありそうです。『西宮市史』には、この入り組み型の構造から後に朝鮮通信使の役を務めていくにあたって尼崎藩領と他領との間で対立することになるとの記述がありました。

三ヶ浦における二つの負担配分原則、そして入り組み型の構造の問題を念頭において、次にテーマに即した先行研究を探っていきましょう。

**文献調査②―テーマに即した先行研究を探す** 一般的な論文や書籍については、ウェブ上の図書ないし論文検索サイトとともに、史学会編『史学雑誌』（山川出版社）が毎年第五号に一年間の主要研究著作・論文を時代・分野別にまとめ論評する「回顧と展望」等を参照して検索しました。

先の役負担の配分原則については、このような海上交通の二元的な負担のあり方が、海上交通特有のものかどうかをひとまず調べてみることにしました。が、国役として実施される海上交通役の問題については、なかなか先行研究に行き当たることができませんでした。

そこで、陸上交通（伝馬役）との比較をしてみることになりました。すると、伝馬役も、国役として務めるものと、それ以外のものという二元的な性格を有していたことがわかりました。前者は、將軍上洛・日光社参・朝鮮使節・琉球使節など、主として国家的行事として行なわれる大通行（朱印伝馬）の際に発動されたことでした。<sup>2)</sup>これは、先述の三ヶ浦が務めた役の

相論の経過分析を実施することで、各浦の相互の関係について、その一端を明らかにできればと考え、原稿にまとめることにしました。<sup>3)</sup>

**おわりに** 研究を広げていく過程は、文献調査（自治体史・論文等）→史料調査→文献調査→史料調査……という一連の作業の繰り返しです。史料を読んで、浮かんでくる疑問がそのまま研究のテーマとなることもあります。そのテーマについては、すでに文献等で明らかにされていることもありますし、どの文献でも触れられていないこともあります。また、すでに文献で取り上げられていたとしても、その叙述に誤りがないかどうか、また史料に戻って確認してみることも必要です。こうした作業は、論文や研究書を「批判的に読む」作業となります。

歴史研究で求められるのは、新しい研究視角（もの見方／分析方法）であったり、誰にも知られていない歴史的事実の発掘であったりという、オリジナリティです。分析や調査がなかなか上手く進まないこともあります。が続いていけば、思わぬ事実に突き当たったり、意外な発見があったりします。それこそが、歴史研究の醍醐味のひとつだといえるでしょう。

こうした広がりをもって研究を進めていけることもまた、歴史研究の楽しさです。

〔注〕

（一）惣代については、拙稿「近世兵庫津の町役人・惣代の職務について」（『歴史と神戸』第四六巻第二号、神戸史学会、二〇〇七・四）にまとめています。

（二）安藤正人「近世初期の街道と宿駅」（永原慶二・山口啓二編『講座 日本技術の社会史』第八巻交通・運輸、日本評論社、一九八五）一七三頁。伝馬役の賃体系の

前者にあたります。三ヶ浦の役に伝馬役と同様の原則がはたっているとすれば、前者については朱印伝馬と同様、無賃での利用が想定されます。

一方で、伝馬役には御定賃銭を支払って使用する駄賃伝馬がありました。上記の原則にしたがえば、後者はおそらく幕府なり尼崎藩なり水主・船を利用した領主から賃銭が支払われたものと考えられます。水主・船を提供することによって、多少なりとも賃銭が入ってくるからこそ、基本的には所役として役割を担うよう命じられた浦のみで対応することが取り決められたもの、と考えられます。しかし、賃銭の受取についてはまでは確認できませんでしたので、水主役と伝馬役の類似性について指摘するにとどめ、原稿をまとめました。<sup>3)</sup>

ところで、先に、海上交通に関する役について、なかなか先行研究にたどりつけなかったと述べました。私が調査した限りでは、水主役についてもっとも体系だった検討を行なったのは、三鬼清一郎氏でした。<sup>4)</sup>三鬼氏の研究は、豊臣秀吉の大陸侵攻における水軍編成について具体的に検討を行ない、さらに、沿海地域の貢租に労働地代の系列を引く水主役（水主米）と生産物地代の色彩のつよい浦役という二重の関係を指摘し、沿海地域が負担する役の性格付けを行なった先駆的研究として位置付けられます。

三鬼氏の研究成果は、その後の漁業・漁村史研究のなかでは「前提」として通説化しています。しかし、近年にいたるまで、海産物にかかる役に関する研究が多様に展開する一方で、水主役についての研究は、当該テーマの研究を進めている時期にはまだそれほど多く見出すことができませんでした。

二元性については深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』（吉川弘文館、一九九四）参照。

（三）拙稿「一六世紀末―一七世紀における西摂地域の港湾の役割と機能―いわゆる三ヶ浦システムについて―」（『海港都市研究』創刊号、神戸大学文学部海港都市研究センター、二〇〇六・三）

（四）三鬼清一郎「水主役と漁業構造」（宝月圭吾先生還暦記念会『日本社会経済史研究』近世編、吉川弘文館、一九六七）、同「朝鮮役における水軍編成について」（名古屋大学文学部二十周年記念論集『名古屋大学文学部、一九六八、のちに『豊臣政権の法と朝鮮出兵』青史出版、二〇二二に収録）

（五）拙稿「近世初期における摂津国沿海地域秩序の形成―いわゆる「三ヶ浦」システムについて―」（神戸大学史学年報』第二号、神戸大学史学研究会、二〇〇六・六）、のちに「海辺の支配と神戸―尼崎」（『神戸―尼崎 海辺の歴史 古代から近現代まで』神戸新聞総合出版センター、二〇二二）に改稿。

（六）拙稿「近世初期における海上交通役の編成―摂津・和泉・播磨三カ国沿海地域を素材として―」（『ヒストリア』第三三五号、大阪歴史学会、二〇二二・一一）。これまで明らかにした点と今後の課題について、この論文にまとめた。

（七）拙稿「一八世紀における西摂沿海地域と浦役負担」（『地域史研究』第三六巻第二号、二〇〇六・一一）

〔執筆者〕 河野 未央

Column  
「近世文書を読む」  
貴田玄蕃探索

肥後・熊本でいまなお、絶大な人気を誇る加藤清正。「虎退治」などの武勇伝とともに、城郭造りや治水事業など土木分野でも大きな業績を残しました。ここで紹介する貴田玄蕃は、その清正の功績を担った重臣のひとりです。「文祿・慶長の役」では清正とともに朝鮮に出兵し、熊本城築城時には縄張り奉行となり武者返しの石垣造りに携わりました。寛永九年（一六三三）の加藤家改易後は、尼崎藩筆頭家老として青山幸成に仕えました。

**調査のきっかけ** そんな知る人ぞ知る存在の玄蕃に私が興味を持ち、その生い立ちを調べるきっかけとなったのは、何を隠そう妻との出会いでした。妻の旧姓は玄蕃と同じ貴田。先祖は熊本細川藩士です。私はいまから二〇年前、地元の熊本日日新聞社大阪支社に赴任し、各地を探訪するうち、関西一円にその貴田姓が多いことに気づきました。細川家武士団は一家相伝が多く、また、ルーツも幽斎以来、京都の長岡京や丹後地方が多い家中です。当時、私は貴田の出自も畿内ではないかと推測していました。そして、細川家の転封で近畿から九州にやって来たのではないかと。後にそれが逆ルートだとわかるのですが、その頃の私の知識はそんなところで止まっていました。

当時読んだ山本博文氏の著書『江戸城の宮廷政治 熊本藩細川忠興・忠利父子の往復書状』（読売新聞社



大分県中津市山国町にて。故月木博氏（同槻木在住の毛谷村六助研究家、向かって右側）から、先祖伝来の「毛谷村六助略縁起」と口伝の説明を受ける。左側筆者。

一九九三、のちに講談社文庫・講談社学術文庫）のなかで私は偶然、貴田権内角右衛門なる人物を見つけました。それによると、貴田角右衛門は細川忠興の側近（一六三〇年代）で、熊本藩江戸留守居役として活躍していた、といえます。早速『綿考輯録』（細川家記、小野景湛等編）で確かめたところ、そこには「貴田権内五百石 後に角右衛門と号す、貴田玄蕃弟なり、玄蕃は親孫兵衛以来加藤清正に奉公、寛永一二年三斎君（忠興）より忠利君に遣わされ」と記されていました。「孫兵衛」「玄蕃」？ 私はそこではじめて、貴田玄蕃という人物を知ることになりました。

貴田孫兵衛は豊前・英彦山の生まれで、清正の重臣となった人物です。朝鮮の役では鉄砲衆を率いて活躍しますが、オランダイで女真族と戦い戦死しました。子どもはいませんでした。その死後、豊臣秀吉の命で肥前・名護屋に孫兵衛を祭神とする貴田神社が造られ、江戸時代に大ヒットした人気歌舞伎『彦山権現 誓助剣』の主人公としても知られる異色の人物です。

貴田玄蕃についてさらに調べると、「加藤家改易のち摂津国尼崎にて青山幸成に召出さる、千五百石」とあります。ここでやっと角右衛門―孫兵衛―玄蕃の関係がはつきりわかりました。つまり、①貴田の始まりは孫兵衛であり、清正家臣として熊本にやってきた②孫兵衛が戦死した後、玄蕃と角右衛門が孫兵衛の養子となり名跡を継いだ③玄蕃は孫兵衛の後継で、清正に仕え、改易後は尼崎の青山幸成に仕えた④弟の角右衛門は豊前・中津に転封となった細川忠興に仕えた、ということになります。ここで関西に多い貴田姓の謎がやっと解けました。貴田のルーツは関西ではなく実は九州だったのです。私は四百年にも及ぶ人のつ

ましたが、残念ながら貴田子孫の行方は不明でした。さらに日光東照宮に行き玄蕃の史料がないか学芸員に尋ねましたが、その当時の史料は落雷による火災で欠落しており確認できませんでした。東照宮大改修には全国から一流の絵師や宮大工が多数動員されています。おそらく玄蕃もそのひとりだったに違いありません。玄蕃に関する史料は見つけられなかったものの、清正流石垣に似た石垣群を多数見つけたのは収穫でした。

**参考文献・史料との対照作業**

前掲注（一）『細川家史料』十七の「人名一覧」には、「貴田正勝 玄蕃。加藤清正庶子」（御家中由緒書）とあります。庶子とは婚外子で父親から認知された子のことですが、それにしても朝鮮で亡くなったという記録があります。ただ、清正は永禄五年（一五六二）生まれで玄蕃は天正二年（一五七四）生まれ、一二歳の清正が秀吉の小姓になった頃で、親子関係はまずありえませんが、また、清正の死後家臣団が身内派と外様派にわかれて争いますが、玄蕃は外様派に属したことや、清正の親族が日蓮宗、玄蕃が曹洞宗であったことなどからも、庶子と記したのは偽りだと推定されます。

大分県中津市山国町槻木（旧毛谷村）地区には、「毛谷村六助略縁起」という貴田孫兵衛の縁起書と肖像画が残されています。当地には口伝も残り、孫兵衛は朝鮮の役で活躍し清正とともに日本に凱旋し、加藤家改易後に一族は毛谷村に戻り、孫兵衛は六二歳で亡くなったとされています。玄蕃は五九歳で熊本を去り、三年の空白を経て六二歳で尼崎藩に仕官しています。

なかりに、感動を覚えました。そしてこの際、玄蕃と権内角右衛門兄弟の生き様と功績をしつかり後世に伝えなければならぬと決心しました。

**聞き取り調査とフィールドワーク** 図書館に足繁く通い、玄蕃について調べるうち、だんだんその業績がわかってきました。いまから約四百年前の熊本城築城の際、石工が秘密厳守を約定した起請文が、下田曲水編『熊本城今昔記』（史蹟の熊本第九集、熊本市観光課一九六三）に掲載されていました。それは、飯田覚兵衛、森本儀太夫、三宅角左衛門、貴田玄蕃の奉行四人に、石工棟梁らが誓いの血判状を提出したものです。ほかにも同書中に、「御城造立の以前に、御殿様には飯田、森本、下津、三宅、貴田、南条殿、大坂、尾張、越後、相模、播磨の諸国に我等の木工、小工杯を御同道に相成申候」という文書も見つけました。そこには「石垣の普請奉行は只今の処は飯田、森本、三宅、貴田、尾越の名人御座候」とも書かれていました。玄蕃自身が築城の記録を記した「貴田文書」も同書に引用されており、その存在も確認しました。文書からは玄蕃が熊本築城の重要なブレーンであり、清正の信任が厚かったことがうかがわれます。

それから、私は尼崎市を訪ねました。まず、地域研究史料館で玄蕃の屋敷跡がいまの城址北東の「深正院」だと聞いて訪問し、ご住職から貴重なお話を伺うことができました。また、JR立花駅近くの水堂陣屋の跡には、いまでも貴田姓の方が住んでいることなどもわかりました。

次に訪ねたのは岐阜県郡上市です。尼崎藩主の青山家は尼崎から信州飯山、丹後宮津、美濃郡上と転封し、明治維新を迎えています。郡上八幡に行けば、何か手「略縁起」で孫兵衛とされた玄蕃は、一族郎党と英彦山に戻り、三年を過ごした後に尼崎に向かったということでしょうか。残された肖像画は年配で、実は玄蕃六〇歳頃の肖像画であろうと推測されます。

**多様な情報源による確認**

私が史料の解析で常々気をつけることは、誰が、どの時代に、何のために書いたものかを把握し、脚色と真実を選別することです。特に伝記の類は、ストーリーを作ったのが誰かという視点を持たねばなりません。たとえば、加藤清正は熱心な法華経信者だが、当時のキリシタン信徒から見れば異教徒の極悪人に描かれます。逆に家臣が書いた『清正記』では、家臣や領民を大事にした英雄になります。また、後世に作成された記録には、年代などつじつまの合わない個所があり、中身にも疑問が残る偽文書も多くあります。可能な限り実像を描き出すためには、まず別の信頼できる史料と照らし合わせることを。無ければ、その人物が生きた当時の記録を読み、客観的に評価することが基本です。時代小説などは、没後の伝記をもとに創作された内容ばかりで、あまり参考になりません。最後に現地に出向き、自分自身の目と膚で確かめることも大事だと思います。以上、素人の提言で誠に恐縮ですが、皆さまのテーマや課題の解決のために、多少なりとも参考になれば幸いです。

**（注）**

- （一）大日本近世史料『細川家史料』十七（東京大学出版会、二〇〇〇）「人名一覧」
- （二）『郡上八幡町史』史料編諸記録（八幡町、一九八六）収録

（執筆著）境 眞旗男



**はじめに** 近年、近世の地域社会を調べる過程で、領主支配の仕組みを具体的に明らかにするために、郷代官、取締役といった中間支配機構が注目されています。そのひとつである大庄屋について調べてみようと思っただけを与えてくれたのは、地域社会との関連において各藩の大庄屋制度を調べる志村洋氏の研究<sup>①</sup>でした。志村氏は、地域によってさまざまな制度形態があることを明らかにされています。なかでも熊本藩・岡山藩などで、転任制の大庄屋制度が採用されているケースがあることを知ったときは驚きました。それが端緒となって、尼崎藩の大庄屋制度について調べてみようと考えました。

**自治体史の検討** 尼崎藩の場合、青山氏時代は郡右衛門と称し、松平氏が入封した宝永八年（一七一〇）以降、大庄屋と呼ぶようになりました。この郡右衛門・大庄屋制度を調べるにあたり、これらが自治体史にどのような記述されているのか、既刊の自治体史の確認から始めました。尼崎藩領は、近世後半の播州飛地領を除くと、現在の尼崎・西宮・芦屋・神戸・伊丹・宝塚の各市域が該当します。そこで、これら各市の市史を調べてみました。

その結果、大庄屋組を構成する村の編成と大庄屋の変遷は明らかにされていますが、大庄屋の職掌・処遇等については『芦屋市史』本編（芦屋市教育委員会、め（四月）、植え付け満作届け及び菜種作の届け（五月中旬から六月初旬）、立毛検見（八月頃）、藩役人と管轄地を巡回する大廻りへの出勤（八月下旬から九月上旬）、免附帳の作成及び免突合（一〇月中旬）、年貢免定の受取（一月中旬）、国役銀上納（九月中旬から二月上旬）、千石夫（石高千石に一人の割合の歩役）の割賦（二月一日）、縄臺上納（一月下旬）、中勘定及び収納詰勘定（二月初旬及び下旬）があります。貢租の上納に付随する事務が、八月以降多くなっていることがわかります。③特別に命じられる職務とは、たとえば出水争論の調停役など、何らかの事件が生じた際、郡代から特別に用務を命じられる場合などです。随時行なわれる裁判の立会いなども、義務付けられていました。

**大庄屋の処遇** 続いて、大庄屋の処遇についてです。

儀礼としては、大庄屋は年始御目見等に際し、藩主から独礼を許されました。滞りなく大庄屋役を勤めた場合、退役後も年始御礼御目見・御参府及び御帰城の

一九五〇）に概説的な記述がされているのみで、他の自治体史は、『芦屋市史』本編の内容をほとんどそのまま引用していました。大庄屋の職掌・処遇の解説は、戦後に農村史料が注目され活用され始めた時代の研究にもとづくもので、その後はほぼまったくとってよいほど調べられていなかったのです。

そこで、大庄屋について調べるにあたり、職掌内容や処遇といった基本的なことからを中心に調べていくことにしました。<sup>②</sup>

**史料収集** 尼崎藩の大庄屋全般を調べることができるとして、瓦林組大庄屋を務めた岡本家（現西宮市瓦林町）の文書があります。岡本家文書は西宮市の指定文化財となっており、『西宮市史』や『尼崎市史』を手がけた八木哲浩氏<sup>③</sup>が目録を作成しています。大庄屋について調べるにあたり、岡本家文書以外の史料も可能な限り多くあたることとし、尼崎市立地域研究史料館をはじめ伊丹・西宮・芦屋・神戸各市の保存機関所蔵史料を調査し、大庄屋に関する史料を収集しました。その結果、阪神・淡路大震災後に発見された南野村・笹山家文書（伊丹市立博物館）、生瀬村・松岡家文書（西宮市立郷土資料館）、三条村・左家文書（芦屋市立美術博物館）といった、いずれも大庄屋格の家文書を写真版等により閲覧することができました。

また、個人で古文書を所有されている場合もあります。明治四四年（一九一〇）に刊行された『西摂大観』郡部（明輝社）に、郡家組大庄屋平野家の事績が古文書にもとづいて記述されており、平野家の菩提寺浄土宗中勝寺を訪問した際、平野家のことをお聞きしました。そして、平野家の御当主に手紙を出し、ご承諾を得て古文書を拝見させていただくという幸運に恵まれました。現役の大庄屋に限り認められました。

御目見を従来通り許されています。苗字及び帯刀（非常帯刀）は、松平氏時代の宝暦八年（一七五八）五月に許可されています。苗字の使用は、弘化三年（一八四六）、尼崎藩は大庄屋の処遇を大幅に改変する方策をとりました。五月一日、郡家組大庄屋平野順次と瓦林組大庄屋岡本市兵衛の二人が本丸普請御用銀皆納の功勞により尼崎藩のしるしを使用することができると合印御免、家中並、宗旨人別帳を他の村人と別にする宗旨一本帳となり、常帯刀を許されました。郡家組大庄屋平野順次は、居家敷地の公租も免除されています。また同日、大庄屋の序列が新たに決められ、上席に郡家組平野順次、次席には瓦林組岡本市兵衛が選ばれました。翌弘化四年には、上席の平野順次が大庄屋としてただひとり、尼崎城本丸御殿内の「御茶之間詰」を許されています。

なお弘化三年以前、大庄屋間に席次はなく、同役の

（表一）青山氏時代の郡右衛門給米

組名	郡右衛門名	郡右衛門給米
瓦林組	市兵衛	一石九斗三升二合
西宮組	庄兵衛	一石九斗三升二合
森組	久左衛門	一石五斗四升六合
板宿組	庄左衛門	一石五斗四升六合

（備考）瓦林・西宮・森組は元禄一五年（一七〇二）の郡右衛門給米、板宿組は元禄一六年の郡右衛門給米。「尼崎藩郡右衛門給米請取書」（岡本家文書）及び「郡右衛門給米請取証」（秋宗秀夫氏文書）から作成。

（表二）松平氏時代の大庄屋扶持米

組名	大庄屋名	大庄屋扶持米
（藩中並）		
郡家組	平野順次	高八〇石 現三二石二斗
（藩外扶持米渡）		
瓦林組	岡本市之進	高三人扶持 此五石三斗一升
三反田組	吉井又兵衛	高三人扶持 此三石五斗四升
荒牧組	岸添吉左衛門	高一人扶持 此三石五斗四升
長洲組	岩井辰次郎	高一人扶持 此三石五斗四升

（備考）明治二年「藩士旧禄役員抜書」（西宮市役所所蔵文書）尼崎市立地域研究史料館製本版から作成。同文書には明治三年三月という記載があるが、明治二年九月の内容を示している。



岡本家文書の一部  
（西宮市立郷土資料館提供写真）

ました。

**大庄屋の職掌**

では次に、以上のような調査を経て、明らかにすることができた大庄屋の職掌についてご説明します。大庄屋の職掌は、①恒常的に行なわれる職務、②一年間を通じて特定の時期に行なわれる職務、③特別に命じられる職務という三つに区分されます。

①恒常的に行なわれる職務に類するものとしては、村方からの願書及び届けに対する大庄屋の奥印（承認印）押印や、御用状の受理・通知などがあります。前者の奥印を要する願書は、身分事項に関するもの（人別願等）、個人に関するもの（新判願等）、年貢に関するもの（定免願等）、寺社に関するもの（氏神松木伐払願等）、用水に関するもの（底樋願等）といったものがあります。後者の御用状の内容は、御用の呼出し、諸事の日程等の庶務的な通知、藩庁の人事異動の通知、法令の伝達などです。

②一年間を通じて特定の時期に行なわれる職務としては、春秋宗門改め（三月初旬及び八月下旬）、船改なから経験年数・年齢等を考慮して惣代を選ぶことになっていったと考えられます。その代表者は、大庄屋筆頭と意識されていました。

弘化三年の処遇の特徴は、大庄屋の士分待遇を容認したことです。この年の正月に尼崎城本丸御殿が焼失し、大庄屋が普請費用負担に寄与したことに對する報賞であり、同じ理由で町方商人及び村方庄屋の苗字・帯刀（非常帯刀）付与も行なわれました。

次に、青山氏時代の郡右衛門と松平氏時代の大庄屋の役給を、表一・表二にまとめました。

表一記載の元禄期、青山氏時代末期の給米は、一律ではなく、一石九斗三升二合の組と一石五斗四升六合の組にわかれています。この給米の差は、大庄屋組管轄村高の高低によるものと思われる。

表二は、明治二年の版籍奉還に際し調査された松平氏時代の扶持米です。給米から扶持米に変化しており、郡家組平野順次と他の四人の大庄屋給分の差が大きく開いていることがわかります。藩の御用銀割当に対して平野が組下村々への納金勧誘に尽くしたこと、尼崎城本丸御殿焼失後、普請入用石を献上したことによるものです。なお平野順次が高八〇石九人扶持となつたのは、文久二年（一八六二）七月のことです。

尼崎藩は、平野には知行高を与えていたので、「藩中並」（藩士並）とし、同じ「家中並」であった瓦林組岡本市之進は扶持米支給であることから藩外扶持人扱いとし、差を設けて明治政府に報告しています。後年、藩士並であった平野家では、家禄賞典禄処分に関する訴えを起されています。

平野家は、①弘化三年に家中並を命じられ士分となり、それ以後の給与は、士族の家禄として与えられた

ものである。百姓・町人の扶持米に関する明治四年九月晦日の布告<sup>(3)</sup>により廃止されるものではない。②扶持米は百姓・町人にも与えられるが、知行高は、自分の身分に与えられるものであると主張しています。

判決要旨を見ると、「尼ヶ崎藩ノ御家中並八藩士ニアラス、從テ其受ケタル給与八藩士トシテ受ケタル家禄ニアラス」（各藩の事吏）、「単ニ知行高ヲ有シタリトノ事実ニ依リテ八藩士ナリト云フコトヲ得ス」（知行高の証拠力）とし、家中並を仰せ付けられた後も大庄屋役であった場合、大庄屋は百姓身分であり藩士の身分を有していないので、家中並は藩士と同一待遇を与

えられたにとどまるものとされました。また、知行高については、士族・卒の身分でなく、単に士分の取り扱いを受けた者が知行高を有する例は、各藩においてもみられるとしています。

尼崎藩という個別の藩限りでは、明治二年当時、知行高の有無を重視し、平野家を藩中（士族）側に組み入れたのに対して、明治政府は、大庄屋の身分はあくまでも百姓であるものとし、大庄屋がさまざまな特権を与えられ士分の待遇を得ても、大庄屋を士族とは認めませんでした。

〔注〕



はじめに 近世の尼崎藩領は、当初は現神戸市須磨区から尼崎市域まで、摂津国西部の広域に及んでいました。ところが明和六年（一七六九）、経済的先進地域である武庫郡今津村（現西宮市）から八部郡兵庫津（現神戸市）に至る沿岸部一万四千石余が幕府領として上知され、播磨国多可郡・穴栗郡・赤穂郡に約二万九千石を代替地として与えられました。さらに文政一年（一八二八）にも領地替えが行なわれており、尼崎藩の領地に対する関心は高かったと考えられます。

領界碑は、尼崎藩と他領の境界を表示するために設置されたものです。その一部は尼崎郷土史研究会員

の論考に紹介されており<sup>(1)</sup>、地域研究史料館でも現存する領界碑を相当数把握していましたが、従来これに関するまとまった研究はほとんどありませんでした。近年、この尼崎藩の領界碑について論文にまとめました<sup>(2)</sup>。そこで本項では、その具体的な調査・研究の経緯と手順・方法を紹介します。領界碑の調査は文献調査と現地調査という二つの方法で行ない、これらを総合して考察を進めました。

文献調査 幕府は、將軍の代替わりごとに、各地の実情を視察するために巡見使を派遣しています。文献調査においては、この巡見使を迎えるために作成された御用留を、おもに参考にしました。第一一代將軍家齊の就任時に実施された天明八年（一七八八）と、第一二代將軍家慶就任時の天保九年（一八三八）の巡見御用留<sup>(3)</sup>には、尼崎藩領及び周辺各村の人口、産業などが詳細に記録されており、領界碑についても言及があります。また、大田南畝が文化元年（一八〇四）に

を行ないました。現存する領界碑は、道路上や神社境内にあるものが多く、博物館などの施設内に収納されているものや、個人宅の敷地内にあるものもあります。後者については事情を説明し、邸内への立入調査や写真撮影のご承諾をいただきました。とくに私邸の庭にあり、元禄七年（一六九四）の銘がある市内西長洲町二丁目の領界碑と、芦屋市内の古美術店店頭に商品として陳列されていた領界碑の調査が印象に残っています。なお、古美術店にあった領界碑は、現在、神戸市東灘区森南町一丁目の私邸内に移設されています。

このように、現存する領界碑は、さまざまな場所にあり、なかには植込みに囲まれたものもあります。このため、巻き尺で寸法を計測し、四面それぞれについ



上：一覧表番号3 西長洲町二丁目の私邸内 元禄7年の銘がある  
左：一覧表番号7 塚口本町二丁目清水町福祉会館横

①領界碑の分布は、東は現在の尼崎市・伊丹市から、西は神戸市内まで及んでいる。  
②碑は花崗岩製で、刻銘は「尼崎領」とだけ記載したものと、方角や領地関係が記載されたものがある。

〔注〕  
(1) 岡本静心「尼崎藩の領界碑」（『みちしるべ』第二号、尼崎郷土史研究会、一九七二・五）、奥本馨「尼崎藩領界碑考」（同第一四号、一九八五・三、同第一五号、一九八六・三に補遺掲載）、同「尼崎藩領界碑発掘される」（『郷土史ニュース』第三号、尼崎郷土史研究会、一九八五・九）

て刻銘の有無を確かめ刻まれた文字を読み取り、できる限り複数面の刻銘が入るような構図で写真を撮影するのはなかなか大変でした。それでも、探していた領界碑の探索は宝探しにも似て、それを発見したときの喜びはひとしおでした。

調査により明らかになったこと

以上、文献上及び現地において多くの領界碑を確認することができました。そのうえで、現存する碑が文献に記されたどの領界碑にあたるのか、対照作業を行いました。領界碑が現存している場所は、元の位置から移動している場合もあるため、慎重な検討が必要です。考察を通じて元の場所が判明する場合もあります。たとえば、前掲の天明八年と天保九年の巡見使御用留は、いずれも西川村の字「山下」「樋口」「新堤」に領杭が計三本ある旨を記録しています。昭和六〇年（一九八五）に西川八幡神社境内から発掘された領界碑は、刻銘の記載や発見場所などから、三本のうち字樋口（樋ノ口）にあったものと考えられています<sup>(7)</sup>。

こういった従来の検討も踏まえて、前掲注（2）の拙稿では領界碑の数について、近世史料に記録されるものが少なくとも三五本（尼崎市内一〇本、伊丹市内七本、西宮市内七本、芦屋・神戸市内一本）、現物を確認できたものが一三本、明治以降の文献に記録されているものの、現存を確認できないものが二本あることを指摘しました。そのうえで、領界碑について、次のとおりまとめました。

(1) 渡辺尚志編『近世地域社会論—幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続—』（若田書院、一九九九）序章二「近世大庄屋研究の現状と課題」  
(2) 拙稿「尼崎藩の大庄屋制度について」（『地域史研究』第三五巻第二号、二〇〇六・三）として執筆  
(3) 「第五百十」九月晦日（布）、「法令全書」明治四年、内閣官報局、一八八八  
(4) 『行政裁判所判決録』39、行政裁判所蔵版（文生書院復刻、一九九二）

江戸から長崎に赴任する際、通行した大坂から姫路までの道中を記した「革命紀行」<sup>(4)</sup>は、街道沿いの領界碑文を詳細に紹介しています。  
また、絵図史料としては、萩藩の「行程記」<sup>(5)</sup>及び「山崎通分間延絵図」<sup>(6)</sup>をおもに参考にしました。前者は、毛利氏の萩城下から山口、山陽道、畿内及び東海道を経て江戸品川宿に至る参勤交代路を描いています。また後者は、幕府の道中奉行所が、山崎街道とも呼ばれた西国街道を实地調査して描いたものです。これらは、いずれも街道の様子を鳥瞰図的に描き、領界碑についても街道の南北いずれの側にあるかを含めてくわしく記載しています。とくに「行程記」は、尼崎藩領すべてをカバーし、かつ「此の棒杭に是ヨリ西尼崎ト有」などと碑文を具体的に記載しているため、大いに参考になりました。

現地調査

文献調査と並行して、現存する領界碑について、文献に記載された情報をもとに、現地調査

③これらの領界碑は当初は街道沿いに設置されていた。  
④設置時期については刻まれているものといえないものがあるが、元禄期以降の設置、それも多くは明和期以降ではないかと考えられる。  
論文の反響 この論文に対しては、さまざまな反響がありました。とくに岸添和義氏は、拙稿を踏まえた詳細な研究論考を発表されました。岸添氏は、前記の巡見使御用留と同様の内容かつ未翻刻の「宝暦十年尼崎領村々書上」<sup>(10)</sup>を含む各種史料を詳細に検討され、宝暦一〇年（一七六〇）に記録された領界碑三一本について設置・撤去時期を検討するなど、新たな考察を行なっています。また拙稿が現存を確認した一三本に加えて、新たに四本の現存が確認できることを指摘しています<sup>(11)</sup>。

領界碑のように従来まとまった論者がなく、地道で丹念な史料の点検と实地調査により内容を把握していく必要がある分野では、ひとつの研究発表を契機としてさらに調査・検討が行なわれ、研究が進んでいく場合があります。領界碑についても、今後こうした流れにより、新たな事実が解明されることが期待されます。これまでの研究・調査の結果、現在所在が確認できる領界碑は、別表のとおり合計一七本です。

〔注〕

(1) 岡本静心「尼崎藩の領界碑」（『みちしるべ』第二号、尼崎郷土史研究会、一九七二・五）、奥本馨「尼崎藩領界碑考」（同第一四号、一九八五・三、同第一五号、一九八六・三に補遺掲載）、同「尼崎藩領界碑発掘される」（『郷土史ニュース』第三号、尼崎郷土史研究会、一九八五・九）  
(2) 拙稿「尼崎藩の領界碑」（『地域史研究』第三六巻



番号	現在の所在地	備考	番号	現在の所在地	備考
1	(不明)	『尼崎志』第二篇に「所在 辰巳八幡社」と記録されている	11	西宮市段上町3丁目(西広寺東側)	
2	尼崎市西川2丁目(八幡神社境内)		12	西宮市小松南町2丁目(岡太神社境内)	
3	尼崎市西長洲町2丁目(私邸内)	「元禄七年卯三月」の銘が刻まれている	13	西宮市津門西口町(津門神社境内)	
4	(不明)	『上方』第59号に「小田村長洲に建つ」と記録されている	14	芦屋市六麓荘町(私邸内)	
5	尼崎市塚口本町1丁目(私邸内)		15	芦屋市伊勢町(芦屋市立美術館内)	
6	尼崎市塚口本町1丁目(私邸内)		16	芦屋市三条町(八幡神社境内)	
7	尼崎市塚口本町2丁目(清水町福祉会館横)		17	神戸市東灘区森南町1丁目(私邸内)	注(2)論文当時、芦屋市清水町の古美術店店頭にあったもの
8・9	伊丹市荒牧3丁目(天日神社本殿南側)		18	神戸市東灘区本山北町5丁目(小路八幡宮境内)	
10	伊丹市千僧1丁目(伊丹市立博物館蔵)	伊丹市鴻池で発掘されたもの	19	神戸市西区榎台6丁目(神戸市埋蔵文化財センター内)	柳原蛭子神社で発掘されたもの

- 第一号、二〇〇七・三)
- (3) 山下幸子「天明八年御巡見様御通行御用之留帳」(一)
  - (二) 『地域史研究』第一巻第二号・第三号、一九七一年、一九七二・三、地域研究史料館「天保九年巡見使通行御用の留」(一)(二)(同前第一六巻第一・二号・第三号、一九八六・二二、一九八七・三)
  - (4) 『新百家説林蜀山人全集』巻一(吉川弘文館、一九〇七)
  - (5) 山口県文書館毛利家文庫。なお同絵図のうち現伊丹市域の部分は伊丹資料叢書6『伊丹古絵図集成』(伊丹市、一九八二)に掲載されている。
  - (6) 『山崎通分間延絵図』第一巻絵図篇・第二巻解説篇(東京美術、一九八八)。同じく現伊丹市域の部分が前掲伊丹古絵図集成』に掲載されている。
  - (7) 前掲注(一)奥本馨「尼崎藩領界碑発掘考」
  - (8) 注(2)の拙稿発表後に刊行され、拙稿に言及しているものとして、領界碑のいくつかを写真入りで紹介した荒木勉『尼崎藩の領界標石』(私家版、二〇〇七)がある。
  - (9) 岸添和義「尼崎藩の領界碑について―古文書調査からの検討―」(『地域史研究』第三八巻第二号、二〇〇九・三)
  - (10) 第一〇代将軍家治就任時のもの。史料館所蔵「金蓮寺旧蔵文書写」。
  - (11) このうち、岸添論文では所在不明とされた芦屋市六麓荘町の領界碑は、平成二五年(二〇一三)一二月現在、元の所在地東隣の私邸内にあることを確認している。

〔執筆者〕田中 敦

第三節 〈実践編〉  
2 絵図・鳥瞰図を読む

尼崎城絵図の研究



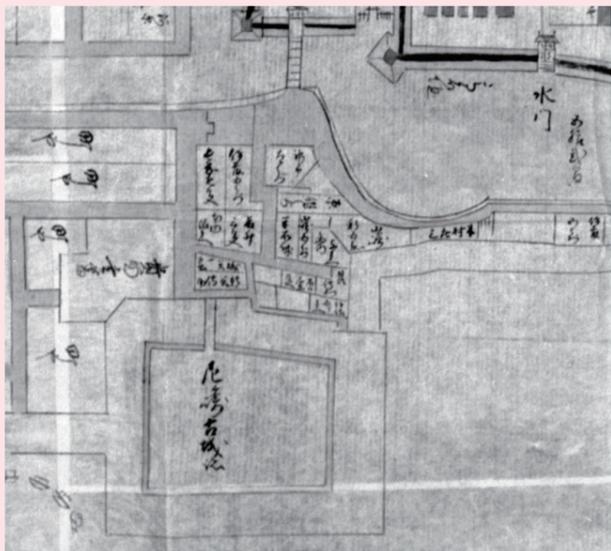
櫻井神社所蔵・尼信会館寄託「尼崎城分間絵図」(部分)

戦国〜近世初頭の尼崎城

元和年間に初代尼崎藩主として戸田氏鉄が入封し、近世尼崎城を築城する以前の戦国期尼崎城は、一六世紀前半に細川高国が築いたものと考えられています。寺町の如来院に伝わる古縁起に「永正十六年(一五一九)二月十七日、細川高国摂州尼崎に柵して城を築く」とあり、さらに「続応仁後記」は高国が諸將に命じ、細川尹賢の居城として大永六年(一五二六)に尼崎城を築造させた様子を記します。これについて『尼崎市史』第一巻は、永正一六年に柵城を急造し、大永年間に土塁・石垣を築き本格的に築城したものと推測しています。

くだって天正四年(一五七六)、織田信長のもと西摂津を支配した荒木村重が、信長の命により石山本願寺包囲を目的として摂津各地の一〇か所に城壁を築きました。そのうちのひとつが、息子の新五郎村次を配した尼崎城でした。天正六年に信長に背き有岡城に籠城した村重が、有岡城を脱出して天正七年九月に向かったのがこの城です。村重没落後の尼崎城は、有岡城・花熊城とともに池田恒興・輝政父子に預けられ、天正一〇年の本能寺の変の後には秀吉の甥・三好秀次が尼崎を支配しました。次いで天正一二年頃から豊臣氏の郡代として、建部氏が尼崎城に配置されます。

細川高国から荒木氏に至る戦国期尼崎城については、その具体的な様子や所在地を記した記録は伝わっておらず、同じ位置の城が改築され続けられたのかどうかはつきりしません。城の構造についての記録が残るのは、ようやく尼崎郡代として三代目となる建部政長の時代、大坂の陣のときのことです。政長の後見役として池田重利が在城したこと、下間(池田)家系譜に「尼崎は天守これ無く櫓ばかり、四方の堀こ

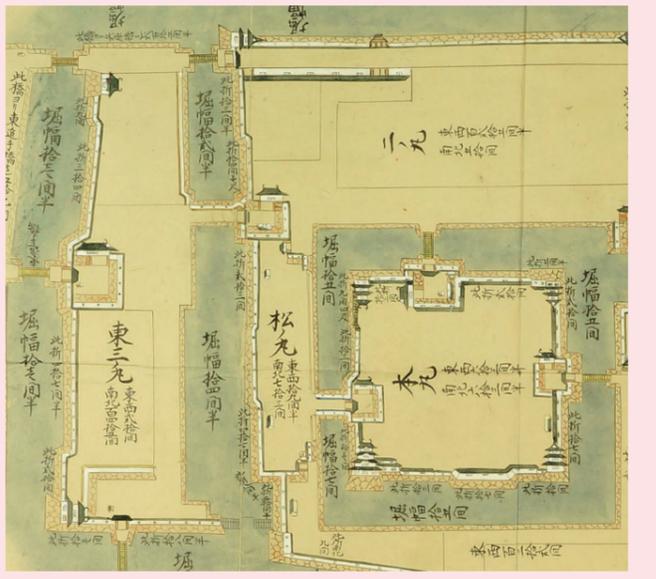


〔図1〕寛文七年頃尼崎城下絵図(部分)

大阪市内個人所蔵

この図の全体図は、本章第二節〈史料編〉8「城下絵図」に掲載しています。ここでは南北を逆転させて南を上とし、尼崎城の北東部分を掲載しました。方形に近い矩形の囲まれた区画に「尼崎古城跡」と記され、その南東(この図では左上)には筆頭家老貴田玄蕃の屋敷も見えます。

第二節〈史料編〉8のタイトル画像には、「寛永十二年亥八月二日摂州尼ヶ崎城詳図」(大垣市立図書館所蔵)の同じ箇所を掲載しました。こちらには「古城」と書かれています。「御仏殿屋敷」「鉄砲稽古場」などと記される絵図もあります。



(図2)「摂州尼崎城絵図」 尼崎市立地域研究史料館  
寄託・加藤省吾氏文書

この図の全体図は、本書第一部に掲載しています。ここでは本丸から松ノ丸・二ノ丸・東三ノ丸の部分に掲載しました。上が南です。天守・櫓や橋、石垣などの構造物が描かれ、各曲輪の東西南北の間数や堀幅、石垣の長さなどが細かく記されています。

れ有り五十間四方(約九〇メートル四方)とあり、本丸と二之丸があったことも記されています。<sup>(3)</sup>しかし、これも所在地の記録を欠いています。

戦国期尼崎城の位置について、『尼崎市史』第二巻は近世尼崎城と同じ場所、氏鉄は旧城の位置に規模を拡大して新城を築いたと推測していました。その

後、尼崎在住の城郭画家・荻原一青<sup>(8)</sup>氏が、「尼崎古城跡」と記す尼崎城郭図を根拠に、近世尼崎城の北東、大物の西側に大物城があり、近世中期以降の城下絵図類に「御仏殿屋敷」「鉄砲稽古場」などと記される場所であると説を發表しました。<sup>(4)</sup>さらに、近世城下絵図類を網羅して総括的に調査した小野寺逸也氏が、荻原氏が指摘した位置に戦国期尼崎城があり大物城とも呼称されたとする説を提唱し、<sup>(5)</sup>その後はこの説が有力と考えられています。現在でいうと、阪神電鉄尼崎車庫の東端付近にあたります(図1参照)。

なお、中世の記録に、赤松円心の嫡男範資<sup>(9)</sup>が若年の頃(一四世紀前半頃か)に尼崎城主として在城したと記すものがあり、また「萩藩閩閩録」に収録された「大内政弘感状写」<sup>(7)</sup>が、文明五年(一四七三)に大内政弘方の梶社弘康が尼崎及び大物城を攻め落とすと記録しています。高国築城以前に大物ないし尼崎に城柵があった可能性を示唆していますが、その具体的な様相や高国以降の尼崎城との関連性は不詳です。

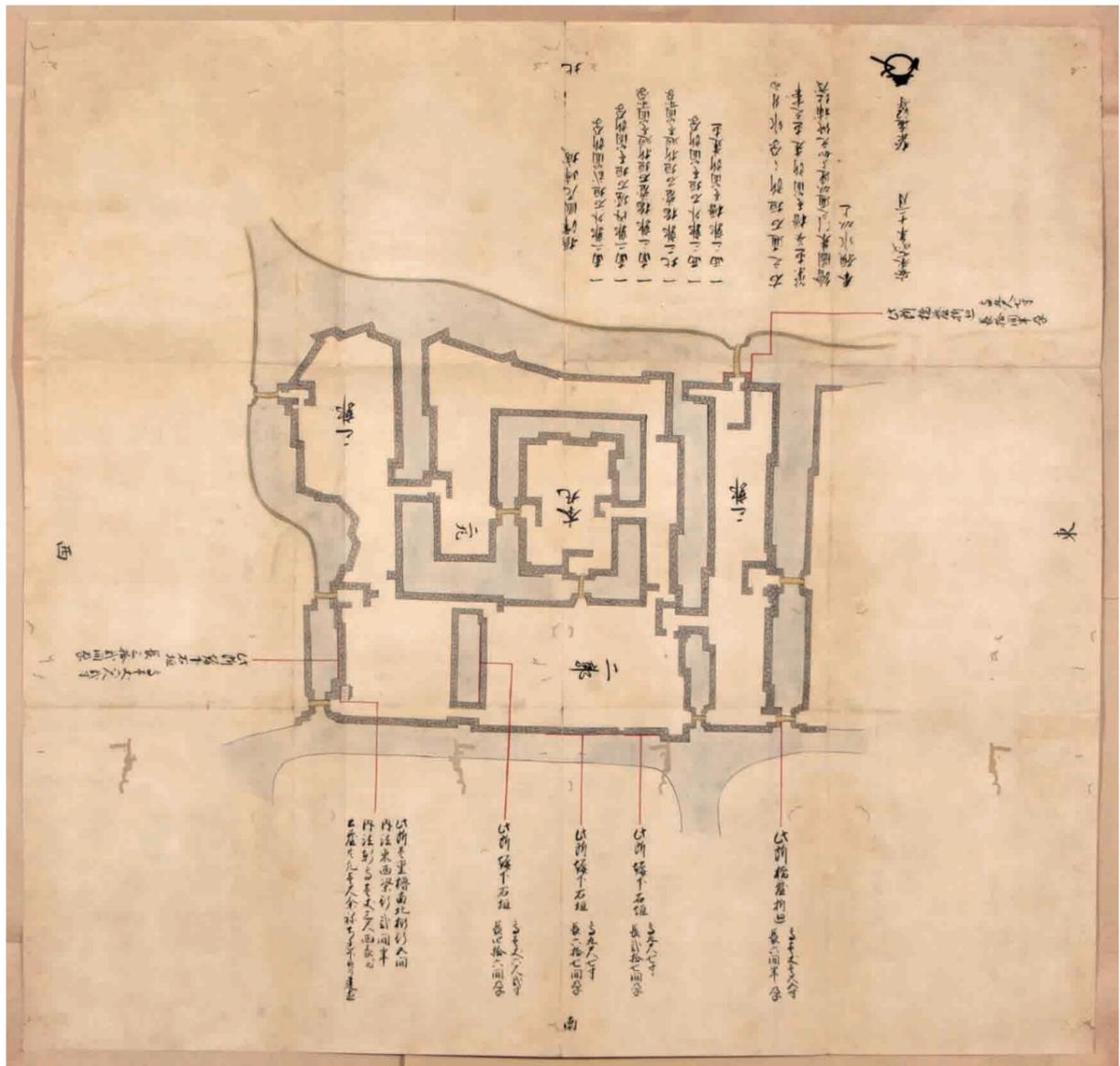
**近世尼崎城の築城** 明治六年(一八七三)の廃城令まで存続した尼崎城は、元和四年(一六一八)春から戸田氏鉄により、戦国期尼崎城に対して敷地も構想もまったく新たに築城されました。氏鉄は、元和三年七月に近江国膳所(現大津市)三万石から尼崎五万石に移封され、尼崎に到着した同年一〇月一四日に幕府派遣の新城奉行から築城命令を受け取りました。このように、近世尼崎城については氏鉄の入部、築城命令の伝達、着工時期及び廃城のおおよその時期はわかっていますが、完成時期がはっきりしません。

尼崎城築城に際して、將軍みずから二回にわたって尼崎に立ち寄り、氏鉄らに褒美を与えた記録が残っ

ています。一度目は元和五年の秀忠(「譜牒餘録」)、二度目は同九年の家光(「戸田家譜」)です。將軍上覧の理由は、秀忠の場合は「普請の御褒美として」、家光の場合は「城郭新築を賞して」と記されています。同じ時期に築城された明石城の場合と比較・検討した結果、元和五年は「普請」＝土木工事が終わった時点、同九年は「作事」＝建築工事を終えた城郭構造全体の完成時ではないかと推測しています。

**尼崎城の城郭絵図と城下絵図** 本書では城郭部分だけを描いた絵図を城郭絵図、城下町まで描いた絵図を城下絵図として区別し、城下絵図については本章第二節(史料編)8「城下絵図」に詳しく解説しました。城郭の平面構造を調べるうえで、もっとも有効なのが城郭絵図ということになりますが、尼崎城の城郭絵図として残るものの図幅数は限られます。城内の櫓・枳形<sup>(10)</sup>・塀を描き、城郭内外の寸法を細かく記した「摂州尼崎城絵図」(図2)や、石垣と櫓の修復許可を幕府に願ひ出るために作成された安永七年(一七七八)「尼崎城石垣櫓修復願ひ絵図」(図3)などがこれにあたります。

一方、城下絵図はさまざまな年代のものが残っているため、近世尼崎城が築城当初からどのように変化したのかを知るうえで参考になります。たとえば「寛永十二年亥八月二日摂州尼ヶ崎城詳図」(図4)では、築地町が未建設で城の南側は海に面し、街道筋が城内南端を通り抜けています。それが「松平氏時代尼崎城下絵図」(図5)になると、築地町が完成し、街道筋が付け替えられた城内南端には、堀に張り出して櫓が築かれていることがわかります。なお、本来は正方形に近いはずの本丸が、絵図によっては縦に細長く見え



(図3) 安永7年「尼崎城石垣櫓修復願ひ絵図」 尼崎市立地域研究史料館所蔵 大類正久氏寄贈  
東西99.5cm、南北95.5cm

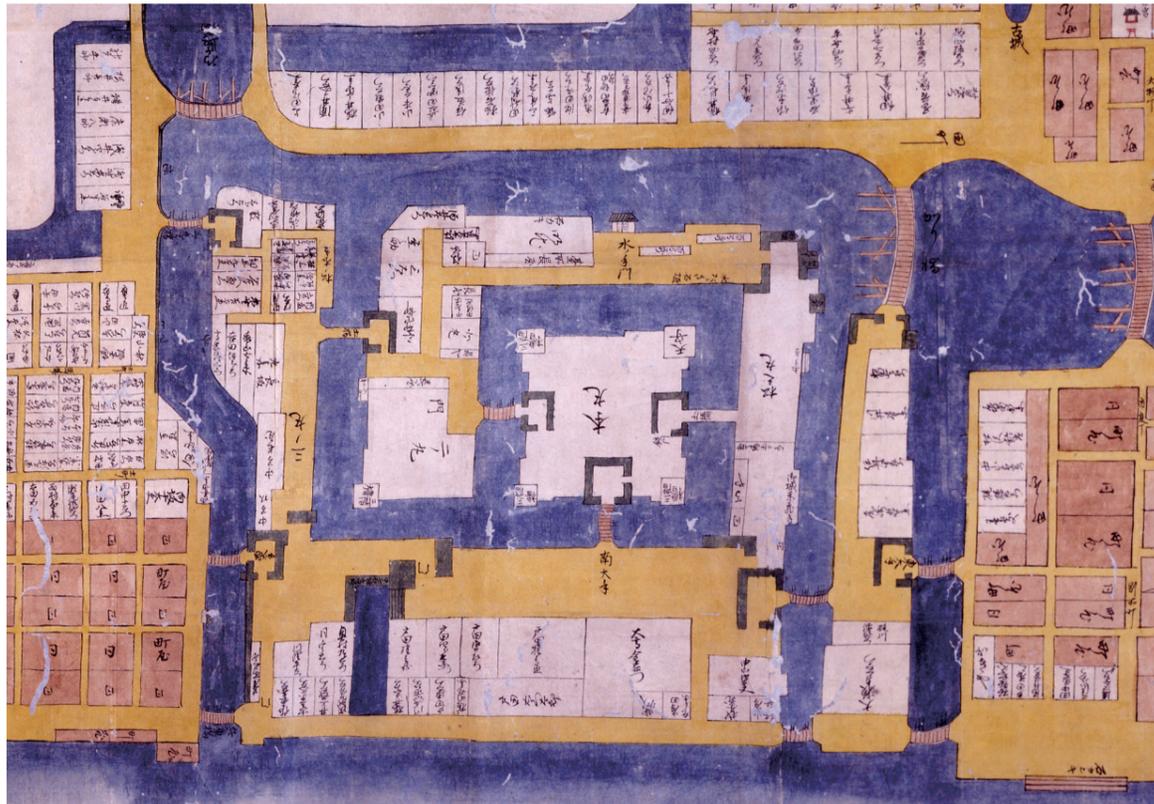
るのは、東西に長い城下町をコンパクトに描くため東西方向を縮めて描いた結果で、注意が必要です。

市外の機関が所蔵する城郭絵図・城下絵図もあるのですが、今後比較研究が進むことが期待されます。

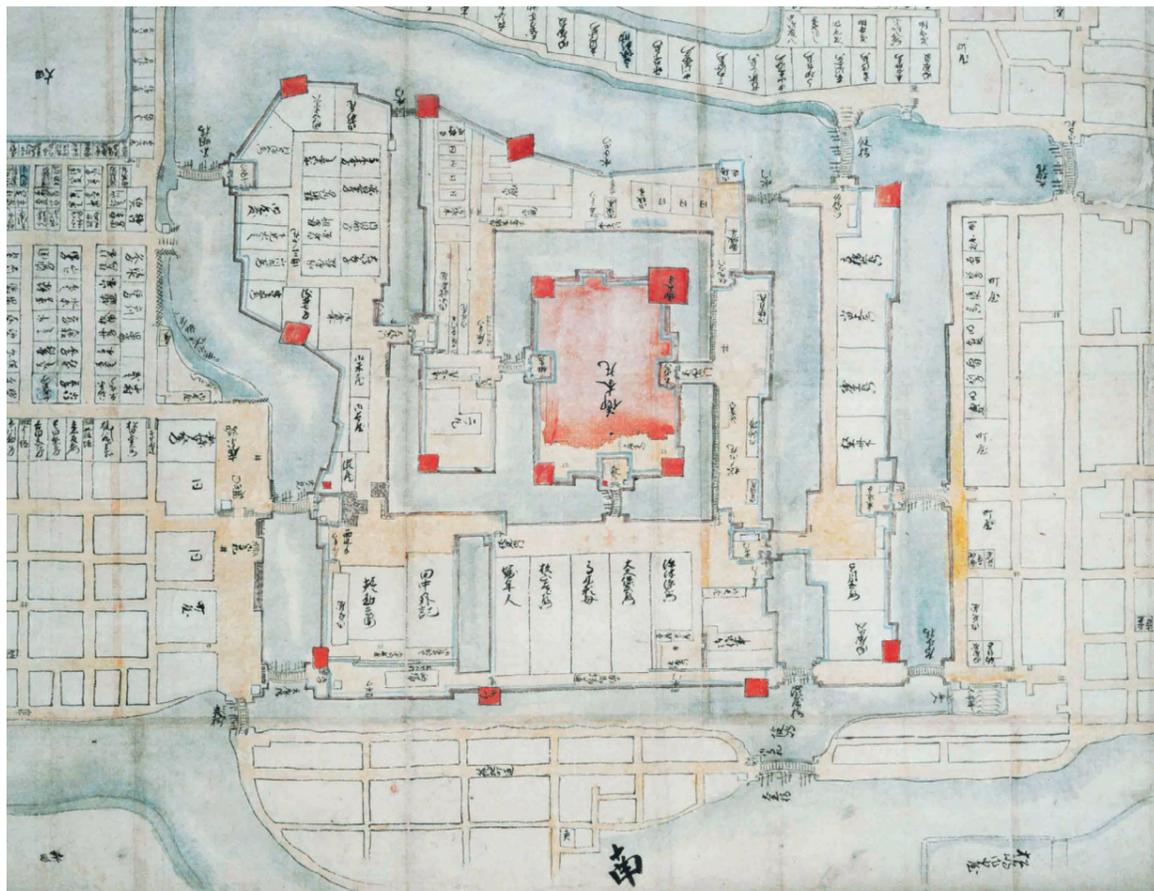
**御殿間取り図と復元模型** 尼崎城の本丸は、周囲の四隅に天守と櫓が築かれ、内側に御殿が建てられていました。天守・櫓については、立面図(尼崎市教育委員会所蔵)や各部の寸法まで記した展開図(「尼崎城分間絵図」・本項タイトル画像参照)が伝えられています。おそらく築城初期に建てられたと考えられる本丸御殿は、幕末の弘化三年(一八四六)に失火により焼失し、翌年に再建されます。この御殿の間取り図は、櫻井神社所蔵(尼信会館寄託)の図と市教育委員会所蔵の図、さらに弘化四年の「尼崎城御屋根百歩志図」(兵庫県立歴史博物館所蔵)も残っており、市教育委員会が天守・櫓や御殿の間取りに加えて屋根の形状も正確に復元した模型を作製しています(図8)。

城跡の現地(北城内・南城内)には、往時をしのべる遺構はありませんが、尼崎城は豊富な絵図や史料により、詳細に復元することが可能な城なのです。

**下屋敷絵図** 青山氏時代以降の城下絵図には、城の南東に水路を隔てた松島に「下屋敷」が描かれるようになります。藩主の静養や来客の宿泊に使用されたもので、「尼崎城下風景図」には海に面した下屋敷遠景が描かれています(図7)。旧藩士家に伝わる明治四年(一八七二)の平面図には、回遊式の庭園のなかにいくつかの建物が点在して描かれています(図6)。戸田氏時代の古い城下絵図のなかには、この場所を「花島」と記すものもあります(本章第一節(史料編)8「城下絵図」図1・表1図)。



(図4)「寛永十二年亥八月二日摂州尼ヶ崎城詳図」(部分)大垣市立図書館所蔵



(図5)「松平氏時代尼崎城下絵図」(部分)竹内美恵子氏所蔵 尼崎市立地域研究史料館寄託『図説尼崎の歴史』には「青木兼夫氏蔵」と前所蔵者名を記載した絵図。街道筋が城の南に築かれた築地町に迂回し、堀に張り出した櫓が赤く描かれている。



(図6、左)明治4年「尼崎城下屋敷絵図」(部分)片岡陳正氏文書、上が北



(図7、左下)「尼崎城下風景図」より下屋敷の部分 尼崎市教育委員会所蔵



(図8、左下)「尼崎城本丸復元模型」青山賢信氏監修 尼崎市教育委員会作製・写真提供

**尼崎城研究の歴史** 尼崎城については、今日に至るまで、城郭建築や立地、築城経緯などに着目した研究が積み重ねられてきています。本項にその一端をご紹介しますが、さらにくわしく学び、新たな視点の尼崎城研究に取り組もうという読者のみなさんのために、最後に『尼崎市史』及び注(5)に紹介した小野寺論文以外のおもな参考文献を紹介します。先行研究に学んだうえで、ぜひ研究にチャレンジしてみてください。

(参考文献)

- 『尼崎志』第三篇(尼崎市、一九三五)
- 荻原一青「摂津尼崎城」、『城春』第四号、日本城郭協会近畿学生研究会、一九六六・一一
- 桜井敏雄・松岡利郎「古図にみる尼崎城本丸御殿とくに大書院を中心にして」、『地域史研究』第三巻第一号、一九七三・六、同「摂津尼崎城の建築」(同前

第四巻第三号、一九七五・二)

- 松岡利郎「尼崎城の特徴」、『大阪春秋』第二〇巻第二号、大阪春秋社、一九九一・七、同「摂津尼崎城再考」
- 『地域史研究』第二巻第一号、一九九二・九、同「尼崎城の五軒屋敷」
- 『地域史研究』第三巻第三号、二〇〇二・三)

- 青手木正・中村光夫「尼崎築城と幕府派遣の新城奉行たち」、『地域史研究』第二五巻第二号、一九九六・二
- 堀田浩之「尼崎の城郭プランに関する一考察―近世城郭の形に見る時代の意識―」、『地域史研究』第二九巻第一号、一九九九・一〇)
- 岸添和義「尼崎城本丸御殿の鬼瓦」、『歴史と神戸』第五三巻第六号、神戸史学会、二〇一四・一一)

(注)

- (1) 梅溪昇著・発行『法然上人遺跡 如来院の来歴と史料』(二〇一一)二六頁。
- (2) 『続応仁後記』巻一、『改訂史籍集覧』第三冊通記類(近藤活版所、一九〇〇、臨川書店復刻)
- (3) 『尼崎市史』第五巻
- (4) 読売新聞尼崎版一九七二・九・三二
- (5) 小野寺逸也「江戸時代前期の尼崎城下絵図について」
- (6) 『地域史研究』第九巻第三号・第一巻第三号、一九八〇・三、一九八二・三)
- (7) 『赤松記』『尼崎市史』第四巻一般編年史料二〇五
- (8) 『同前三五七

(執筆) 地域研究史料館(担当) 中村光夫

第三節 〈実践編〉

2 絵図・鳥瞰図を読む

尼崎城下風景図を読む

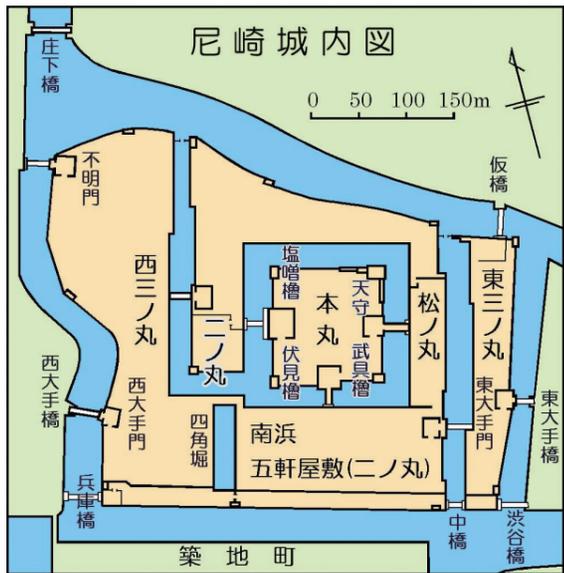


「尼崎城下風景図」より中在家町の短冊形地割り

南は築地町、北は寺町の範囲が描かれ、北の口御門と竹谷御門の二つの惣門の間が城下となります。

絵図の中央右手、四層の天守と各所に櫓を構えるのが尼崎城です。天守は本丸の北東端に築かれていました。

尼崎城は、摂津国川辺・武庫・菟原・八郡郡内に五万石の所領を与えられ、元和三年（一六一七）七月に入封した戸田氏鉄の時代に、幕府の指揮のもと築城されました。同年九月頃には築城準備が始まり、すでに新城奉行となる者たちも尼崎に到着していたらしく、一〇月には幕府から正式に命令が下され、本格的な普請がはじまりました。戦国時代、すでに旧尼崎城が築かれていましたが、新城は戦国時代の尼崎町の中心に位置した寺社を撤去して築かれ、約四〇〇メートル四方、三重の堀をもつ本格的な近世城郭でした。敷地総面積は四万五三四坪余り（約一三万三、七六〇平方メ



**はじめに** 江戸時代の尼崎は、尼崎城の城下町でした。尼崎城は大坂の陣後、幕府が西国有事に備えて軍事拠点化する大坂城にもっとも近接する城郭であり、城下町尼崎は海陸交通の要衝に位置することから、幕府はこれを軍事的・経済的に重視しました。明治六年（一八七三）一月、明治政府は廃城令を發布します。陸軍省が必要としない全国の城郭を廃城とし、大蔵省の管轄下におくことを指示するものでした。「城郭巡視日記」（尼崎市教育委員会所蔵「遠藤泰道文書」）によると、廃城令の前年（明治五年）四月、軍事施設としての利用が可能か否かを確かめるため尼崎城の巡視に訪れていた政府役人の一行は、大阪鎮台第四大隊が一時的に駐屯する本丸に足を踏み入れました。すでに前日、「楼櫓は老朽化し、練屏等は半ば破壊されているに等しい」と、老朽化した外郭・西の丸を目にしていたうえ、本丸も「一大隊が駐屯するには手狭で、寝台を並べ置く広さも不十分である」と、軍事施設とするのに十分な広さではないと認識しました。城下周辺の環境も、好ましくは映りませんでした。尼崎城の堀は通常、舟の往来に適する水量を貯えるが、城郭の標高は市街地と同じで、幕末の河川氾濫では浸水の被害に見舞われたこと、二の丸内の武家屋敷を撤去すれば幅三〇間・長さ一〇〇間程度の平地が確保できるものの、二の丸内の米蔵の多くは粗雑な造りで老朽化していること、城下周辺には縦横に街道が走っているが、三尺以上の道幅は西宮より京都との境に位置する山崎までの西国街道と、大阪・兵庫間の中国街道の一部で、他の道幅は均一ではないこと、城内外に樹木の生い茂る森林がないこと等々、尼崎城は近代の軍事施設としては不適合であると判断されました。

結果、尼崎城は廃城と決まりました。城内の施設は取り壊され、跡地の大部分が建物・部材は民間に払い下げられました。堀も埋め立てられていきました。現在、その面影は「城内」という地名と、ごく一部の遺構を残すに過ぎません。そして尼崎城を失った城下町尼崎の景観は、その後大きく変容を遂げ、現在、城下町の風景を目にすることさえむずかしくなっています。さらに、水害や戦災に見舞われたことで、城下町尼崎の諸相が知られる文書も限られています。歴史研究では現場を歩き、知ることが大切です。文書の理解を深め、新しい発見を手にすることもできるからです。しかし、城下町尼崎が広がっていた阪神電鉄尼崎駅から大物駅の南側一帯に、城下町時代の景観を見出すのはかなりむずかしいといえます。こうしたとき大いに役立つのが、江戸時代に描かれた絵図類です。幸い複数の尼崎城下絵図が残されていますが（本章第二節〈史料編〉8「城下絵図」参照）、絵図は作成年紀が不明なことが多く、一部分を強調、あるいは簡略化・省略化して描かれていることもあり、歴史研究で扱うには慎重な姿勢が必要です。その一方で、絵図には文書にはない視覚に訴える力があり、調査・研究にさまざまな手がかりを与えてくれます。とりわけ尼崎市指定文化財である「尼崎城下風景図」（尼崎市教育委員会所蔵、以下「風景図」と略す）は、城下町尼崎の全貌を知ることができる貴重な史料です。以下、尼崎城下風景図を用いて、歴史研究における絵図の活用について述べていきたいと思います。

トル）、甲子園球場の約三・五倍に相当する計算になります。城内中央に本丸、その西から北にかけて二の丸、東に松の丸、南に南浜、さらに外郭の西三の丸・東三の丸からなり、石垣が積まれていました。

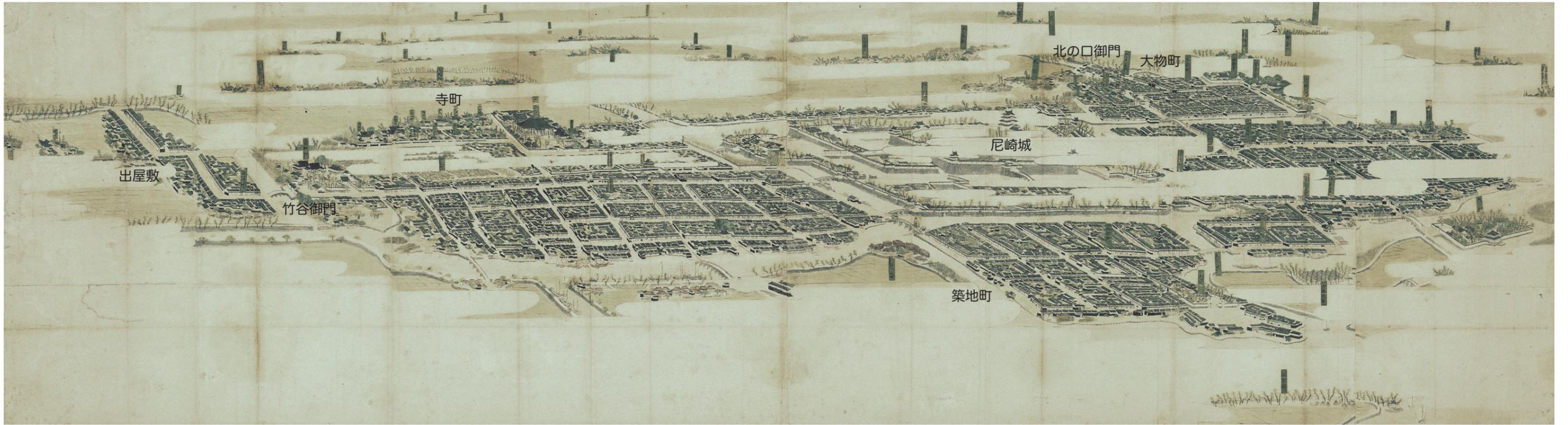
尼崎城については多くの研究が蓄積されており、方形の本丸が特徴といわれています。方形の本丸は、城の防備を固めるため、周囲に長大な多間（多門）櫓を構える必要がありました。「風景図」にも多間櫓が描かれており、城郭としての特徴が確認できます。城内には、主に上級武士の屋敷が配置されました。本丸大手（追手）前、二ノ丸に位置する南浜の通称「五軒屋敷」には家老クラスが居を構えていました。一部ではありますが「風景図」にも描かれていることから、尼崎城を象徴する屋敷群であったと思われる。

「風景図」では城内の描写は簡略化されているため細部はわかりませんが、絵図から得られる情報として興味深いのは、各所に樹木が描かれていることです。これらはとくに戦時には材木として利用されました。「風景図」は、樹木の様相を正確には描写していませんが、前掲の「城郭巡視日記」には、廃城とする理由として、城内外にたくさんの樹木の生い茂る森林がないことがあげられています。江戸時代以前には、城下町周辺にも樹木に囲まれた未開拓地が残っていたと考えられますが、江戸時代に新田開発が進められたことで、城下周辺は森林と呼べるような場所を失っていたようです。新田開発は、田畑を増やし、江戸時代の尼崎地域の経済成長に一定の役割を果たしましたが、時代が転換したとき、その積極的な開発が尼崎城の命運を決する一因になってしまったのです。

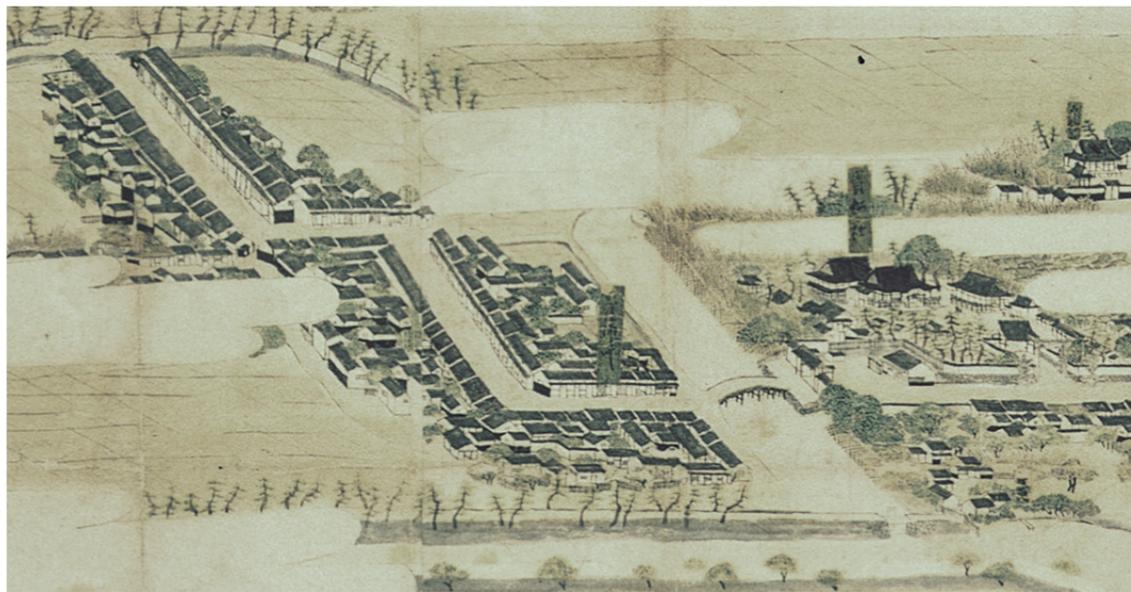
尼崎城は東西の大物川・庄下川を堀として利用し、

尼崎城下図





尼崎市教育委員会所蔵「尼崎城下風景図」 縦72cm、横243cm

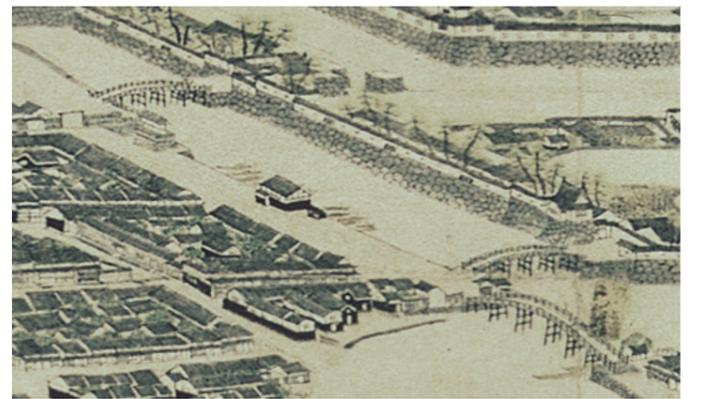


左から出屋敷・竹谷御門・貴布禰社

にも描かれ、出屋敷を通る中国街道の特徴として江戸時代の人びとに認識されていたものと思われまふ。出屋敷から東に架かる橋を渡ると、城下入り口の竹谷御門です。竹谷御門には番小屋が設けられ、「風景図」から物々しく鎗が立てかけられる様子がうかがわれます。なお竹谷御門には、尼崎藩松平家は徳川氏一統であることから葵御紋の幕が掛けられていたことが、幕末の文書に記録されています。

左手に尼崎惣町の氏神である貴布禰社を目にしたが宮町・中在家を東進すると、西大手門前です。入城するには冠木門・難波橋（西大手橋）、そして枳形の西大手（追手）御門を通らなければなりません。冠木門とは、二本の柱の上部に横木を渡した屋根のない門、枳形は二つの城門を組み合わせ、防御を固めた城郭の出入り口のことです。難波橋は長さ一五間（約二七メートル）・幅三間（約五・五メートル）、南に架かる兵庫橋も一六間半の長さがありました。兵庫橋の東詰、城内への入り口には一層櫓が建てられていました。

入城するには御門通札が必要で、領内の町村に札が配付されました。近藤浩二氏・衛藤彩子氏の研究が、御



冠木門・高札場・難波橋（西大手橋）・枳形・兵庫橋・戎橋

海側から城全体が浮かぶように見える姿が琴の形に似ていること、古来尼崎地域の海岸部を「琴浦」と称したことから、「琴浦城」と呼ばれたといえます。「風景図」からも、尼崎城と城下町に大きな標高差はみられず、これが琴浦城と呼ばれるに相応しく、海に浮かぶかのような美しい景観を醸し出していたのですが、皮肉にもそれが近代軍事施設としては失格とされたのです。

このように、文字史料である「城郭巡視日記」と、絵図史料である「風景

図」を活用し、補い合うことで、確認できない歴史の現場の一端を知ることが可能となるのです。

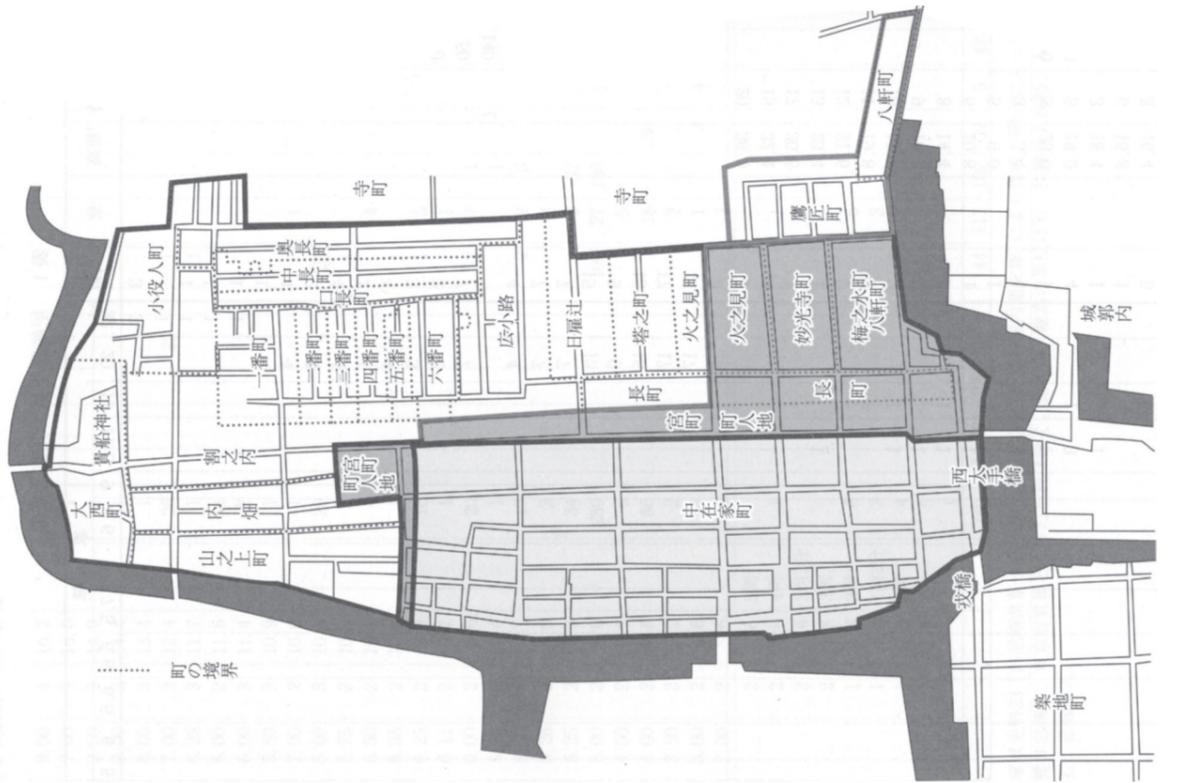
**中国街道** 尼崎城下には、西宮と大坂を結ぶ中国街道が通っていました。街道の道筋・景観については石川道子氏が、萩藩毛利家の「行程記」（山口県文書館毛利家文庫）を用いて述べています。「尼崎市史」第二巻もこの史料の神崎から武庫川に至る部分を口絵として掲載しており、街道沿線の自然や集落景観が描かれています。「風景図」では、中国街道の様子はわかっても人びとの行程まではわかりません。この点、「行程記」は通行者の道筋を描くため、尼崎城下をどのように通行したのか読み取ることができます。

調査・研究に絵図を活用するうえで大切なことは、作成の目的・用途を見極めることです。目的・用途に不必要な情報は省略・簡略化されており、他の絵図から情報を補うことで、調査・研究は大きく進展します。

以下、「行程記」が描く道筋に沿って、城下を走る中国街道の景観をみていきましょう。なお、「行程記」は描かれた地域に必ずしも土地勘がない毛利家配下の人間が描いているため、記された情報のなかには誤りもみられ、この点は注意が必要です。

西国から大坂に向かう人びとは、西宮からは平坦な道筋を東に進み、武庫川を渡ります。難波村に入ると街道は南に折れ、「風景図」の左端に描かれる出屋敷の北側に到着します。出屋敷は寛文九年（一六六九）に開かれた新しい町場で、「風景図」でも道の両側に屋敷が建ち並ぶ町場の特徴が描かれています。

出屋敷の道筋は南に一直線ではなく、途中で東進後南進し、再度東進します。この屈曲する道筋は「行程記」



尼崎城下西側・武家屋敷地図（注5、岩城卓二「武士と武家地の行方―城下町尼崎の一九世紀―」より）

門通札の実物や文書を用いてその運用について明らかにしています。<sup>4)</sup>

「風景図」を見ると、城の出入り口の防御は固く、嚴重に警備されていたように思われますが、近藤論文によると、領民たちは想像以上に頻繁に入城していたようです。絵図や文書という複数種類の異なる性格の史料を活用すると、こうしたイメージと現実のギャップをもつ江戸時代に迫ることができそうです。

西大手橋の袂には、高札場が設けられていました。高札場は、多くの人の目に付きやすい街道沿いに設けられていることが多く、キリシタン禁令をはじめ重要法令が板に墨書され掲げられました。

「風景図」には、こうした西大手門前の様子がていねいに描かれています。

西大手門前からは南進し、戎橋を渡って築地町に入ると再び東進します。大黒橋を渡り、築地町のうち小島の東端に着くと、今度は北進し、別所町・市庭町を通り大物橋を渡り、大物町を抜けると北の口御門が見えます。「風景図」では北の口御門の様子は簡略化さ



東桜木町の旧足軽屋敷 昭和40年代撮影

れていますが、ここにも葵御紋の幕が張られています。そして、北の口御門を出ると城下町外で、中国街道は神崎川を経て大坂につながっていました。

中国街道が本格的に整備されたのは、江戸時代以降のことと考えられています。尼崎城下では何度も屈曲し、橋を渡らなければなりません。風景図から知られるように、直進を遮ったのは尼崎城です。西側の出屋敷でも屈曲し、武家地も西側に集中していることから、尼崎城下は大坂の西の守りとして、特に西側の防御を固めていたことがうかがわれます。なお、大坂の南の守りと位置付けられていた和泉岸和田城も、紀州街道の直進を阻むように位置し、通行者は城下内を迂回しなければなりません。



別所村・宮町の武家屋敷地、手前の中国街道沿いは宮町・中在家町の町人町、左上方は本興寺、右手に庄下川

このように幕府は尼崎を重視し、大坂の西の守りとするに相応しい城郭が築かれ、城下も整備されました。しかし明治新政府は、尼崎城に軍事施設としての価値を見出さなかったのです。

都市の景観は、時代の要請で様変わりします。全国各地の城下町では、江戸時代の地割りが残されていることも少なくありませんが、残念ながら尼崎は象徴となる尼崎城を失い、明治半ば以降の都市化、そして戦災を受けたことで、江戸時代の景観は相当に失われています。

**武家地** 城下は、大きくは武家地・寺社地・町人地からなっていました。明治初年、尼崎藩士は城郭内の五軒町・東三の丸・西三の丸、城下町の北部に位置する大物村内の田町・袋町、町人地の辰巳町・風呂辻町・大物町・市庭町・築地町・中在家町、城下西部に位置する宮町、そして別所村に居住していました。<sup>5)</sup> 城下の西側に位置する別所村は、村内の北側には田畑が広がりましたが、南側は城下に組み込まれ、さらに武家地と町人地にわかれていました。辰巳町・風呂辻町等町人地に居住する武士もいましたが、武士と町人の居住地ははっきりと区別されていました。

明確に区分されていたわけではありませんが、おおむね上級家臣は二の丸南浜（五軒町）・東三の丸・西三の丸という城郭内に居住していました。ただし、西三の丸には、多くの下級家臣も居住していたものと思われまます。一方、大物村内の田町・袋町にも、上級家臣が居住していました。

「風景図」では武家地は省略されていますが、わずかながら城西側の町人地の周縁部に広がる宮町・別所村の武家地の景観が描かれています。

宮町・別所村のうち、中国街道沿いは町人が居住する町人地でした。「風景図」には、中国街道の両側に中在家町と宮町・別所村の町屋が描かれます。表間口が狭く、奥行きが長い町屋の特徴が表現されています。武家地は、この町人地の北側に位置します。宮町の武家地は五軒町、別所村の武家地は一七町からなりました。このうち、宮町の五軒町と、その隣に位置する別所村の東側七町には上級家臣が居住していました。一方、下級家臣の多くは、別所村の広小路より西側十町に居住していました。別所村内の広小路を境に武家地の様相はかなり異なっていたと思われまます。

昭和四〇年代後半の調査記録によると、広小路付近、現東桜木町に唯一残っていた旧足軽屋敷は寄棟造り・平入り・茅葺で、棟の道側は土壁、下半に腰板羽目細格子の出窓という外観構造でした。<sup>6)</sup> 「風景図」でも広小路の東側と西側では、屋根の描かれ方が異なります。武家地の屋敷は町人身分の町屋とは造りが異なり、さらに同じ武士身分でも階層によって構造に違いがあったことがうかがわれます。

宮町のうち八軒町など武家地五町と、別所村のうち小役人町など武家地一七町は、町人地の北側、城下周縁部に広がりますが、隣接する町人地の屋敷地割、道の配置とは相違に異なっています。町人地の屋敷地が東西方向の道側に開き、南北を奥行きとするものが大半であるのに対して、武家地の多くはその反対です。そして、宮町のうち長町・別所村のうち長町と、宮町の町人地は背で割られ、町人地の屋敷は中国街道に、武家地の屋敷は一本北側の武家地内を東西に走る道に向いて開いています。また、町人地と武家地を結ぶ南北の道は、宮町と別所村の八軒町から日雇辻町には数



築地町 初島大神宮



大物町 西教寺 常念寺



現在の寺町 本興寺山門前

本通りですが、それより西側地域から別所村武家地へ通じる道は限られていたのです。日雇辻には門が設けられ、出入は管理されていました。日雇辻以西の武家地は、町人地からの進入を拒絶するかのような孤立した空間だったと思われます。

こうした武家地の様相は、明治初年の地籍図や武家地屋敷の売買証文等からも調べることが出来ます。現在は町の街区などが大幅に変容しており、現地で視認することはできないので、「風景図」がこういった文書の記載を確認するうえで役立ちます。そして、「風景図」でしか確認できないことも少なくありません。

**寺社地** 城下町のなかには貴布禰社のほかに、大

物若宮、初島大神宮（築地町）、辰巳八幡社、戎大神宮（別所村）、浜戎社（中在家町）、浄土宗深正院（大物村）や浄土真宗の数か寺などの寺社がありました。「風景図」にも、四方を塀で囲まれた寺社が何か所か描かれています。

これら町人地や武家地に存在する寺社のほかに、江戸時代の城下には、寺院を集めた空間が設けられました。「寺町」と呼ばれ、尼崎城下では宮町・別所村の武家地の北側が相当します。

城下町以前の尼崎は、本興寺・大覚寺・長遠寺といった大寺院を中核とする寺内町として発展し、旧尼崎城はその周縁に位置していました。江戸時代に入ると尼崎は城下町に相応しい空間編成がなされ、多くの寺院

は移転し寺町に集められました。本興寺の跡地は、近世尼崎城の城地になったと考えられています。

新たに造られた寺町で、もっとも広大な敷地を有したのが法華宗本興寺です。本興寺は応永二十七年（二四二〇）、日隆によって開山されました。日隆は京都に本応寺（本能寺）、尼崎に本興寺を建立し、本興寺には勸学院を設けて、後継者の教育にあたりました。本能寺は布教の道場、本興寺は学問の道場として、江戸時代には多くの末寺を抱える本山寺院でした。本興寺には全国各地から修行僧が集まっており、いろいろな地

方の言葉が飛び交っていたものと思われる。「風景図」では、四方を塀で囲まれる敷地内に複数の塔頭が描かれ、本山寺院に相応しい構えをなしていますが、移転にあたって塔頭は一六坊から八坊に減じ、敷地も相当に狭くなったと伝えられています。

寺町には、正徳元年（一七一）頃には一六か寺が所在しました。このうち廣徳寺が三〇石、栖賢寺が五〇石の朱印地を將軍から与えられる格式ある朱印寺院でした。現在は法華宗本興寺・曹洞宗全昌寺・臨済宗廣徳寺・浄土宗常楽寺・浄土宗甘露寺・時宗善通寺・浄土宗法園寺・律宗大覚寺・日蓮宗長遠寺・浄土宗如来院・浄土宗専念寺の計一一か寺が所在し、城下町の現場を知ることが出来る空間が残されています。尼崎藩は寺町を「城下の囲い」として位置付けており、藩の寺社奉行が樹木の伐採や道筋の修復を管理していました。「風景図」にも、寺院敷地内には樹木が描かれています。さらに本興寺の西側には、宮町の町人地と別所村の田畑を南北に結ぶ日雇辻と呼ばれる道筋が描かれ、北端には門のようなものを確認できます。

尼崎城は、大坂城の西の守りと位置付けられていたことから、尼崎城下の西側に武家地、その北側に寺町が配置されました。中国街道は西側の入り口付近で屈曲を重ね、城下に入ってから東西に直進できないようになっていたことを、こうした空間構成から読み取ることが出来ます。「風景図」は、現在を目にすることができない江戸時代の風景を知ることが出来る、貴重な証人といえます。

寺町がどのように管理・運営されていたのかといったことについては、不明の点が多く残っています。それでも近年、本興寺の中世・近世の文書が『本興寺文書』

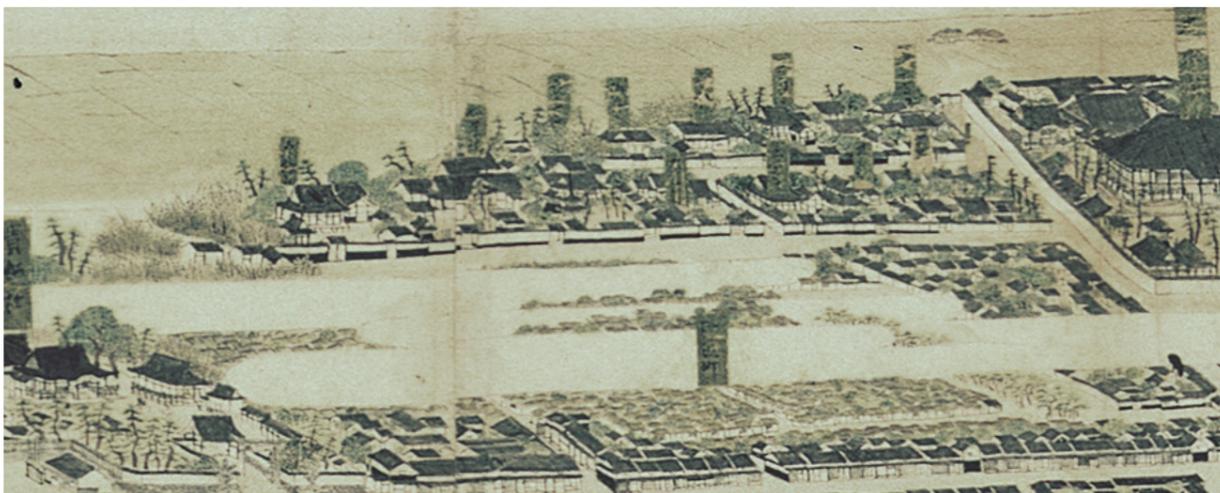
（清文堂出版）として翻刻されつつあり、宗派を越えて組合が形成され寺町の諸事に関わっていたことや、月番が置かれ、尼崎藩はこの組合を通じて触の通達を行っていたことなどがわかってきました。寺町は、町人地とは違う支配が行なわれる空間だったわけです。今後の調査・研究が期待されるところであり、その際「風景図」を観察することで、たとえば塀の構造や樹木のあり方など、さまざまな発見があると思われます。

**町人地と新田** 町人地は、尼崎城の東側の大物・辰巳・風呂辻・市庭・別所、西側の宮町・中在家、そして南側の築地という八町で構成されました。東側の五町は中世以来の港町であった大物・尼崎の区域、藤本善博氏の研究によれば西側二町も中世に開発されていたかもしれせん。そして、築地町は寛文四年（一六六四）に城の南側の葭島を造成してできました。

城下絵図には、舟乗場や石雁木が描かれているものもあります。「風景図」にこうした細かい描写は確認できませんが、中在家町の浜沿いに着岸する漁船が描かれています。浜には集まる人びとも見えます。ここには魚市場があり活況を呈していましたが、それは「風景図」の描写にも表れています。

文書や他の絵図によると、中在家町は東西方向に長い長方形街区で、南北二面に入りが並ぶ短冊形の屋敷地割りでした。間口が狭い短冊形の地割りは、城下町の典型的な町並みです。尼崎城下には、屋敷地の合筆が繰り返され変形している町もありましたが、おおむねこの地割りが維持されました。

ところで、一区画の地割りは短冊形ですが、そこに町屋がどのように配置されていたのかということまでは、なかなかわかりません。しかし「風景図」には町



寺町と武家屋敷地（前々頁図版の西側部分） 後者は広小路の東西で家屋構造が一変している



中在家町の魚市場と、対岸に描かれた新城屋新田

屋がていねいに描かれているので、町人地における町屋配置の特徴を読み取ることが出来ます。具体的にいうと、道側に店が開くよう各街区の周囲に町屋が設けられ、その内側には裏店うらみせが建てられます。これを上空から見ると、ドーナツ状に見えます。「風景図」には、この特徴がよく描き込まれています。表店には富裕な町人、裏店には諸稼ぎ・日雇いなどで生計を立てる人びとが多く暮らしており、「風景図」からそこまで読み取ることはできませんが、ドーナツ状という他の絵図類には描かれない情報が得られる点で貴重です。

また、築地町の東側には藩の船小屋が設けられていました。「風景図」にはこの船小屋も描かれ、浜沿いに町屋が建ち並んでいたことがわかります。

さらにこの「風景図」から、新田の様子も読み取ることが出来ます。尼崎の海は土砂が堆積しやすい場所で、城下の海側には新田が開かれました。この海岸部新田の様子を具体的に描いた史料は少なく、高い堤防で囲まれた新田が描かれる「風景図」の描写は貴重です。中在家町・築地町の南に開発される新城屋新田が、中在家町との間を結ぶ新田橋、高さや幅のある堤防堤防から田畑への通路、そして集落とていねいに描かれています。築地町の東側に開発された松島新田は、成立年代をはじめ不明な点が多いのですが、部分的とはいえこの松島新田も描かれています。

**おわりに** 町の空間構成は、文字史料だけでは不明なことが多く、絵図類の活用が必要となります。調査・研究に絵図を用いるのは、実は簡単なことではないのですが、文字史料と絵図類を組み合わせることで、双方の弱点を補うことができます。とりわけ「尼崎城下絵図」は、鳥瞰図法を用いて立体的に描いているこ

とから、平面的な絵図以上に豊富な情報が盛り込まれています。その特徴を十分に活かして、今後の城下町研究に活用していくことが期待されます。

〔注〕

(1) 石川道子「宿駅と街道」『図説尼崎の歴史』近世編 第二節五

(2) 「尼崎竹谷門の幕一条につき松平忠栄書上げ」「右幕取扱一条覚え、いずれも尼崎市教育委員会所蔵・尼崎市立図書館旧蔵文書、『尼崎市史』第六卷二三」幕末期尼崎の政情」掲載

(3) 尼崎城の門・橋・櫓等の名称・構造・間数は「城内・城下間数・家数書上げ」(同前文書、市史第六卷三)「尼崎の城と城下町」掲載)による。

(4) 近藤浩二「尼崎城門の領民通行―村々へ渡された」御門通札―(『地域史研究』第三八巻第一号、二〇〇九。三)、衛藤彩子「尼崎城御門通札の変遷と城内通行―岡本家大庄屋日記の事例から―」(『研究報告』第十集、西宮市立郷土資料館、二〇一三)

(5) 岩城卓二「武士と武家地の行方―城下町尼崎の一九世紀―」(高木博志編『近代日本の歴史都市―古都和城下町―』思文閣出版、二〇一三)

(6) 『尼崎市史』第一〇巻第三章「民家2町家、東桜木町伊藤たつ江家

(7) 近世以前の尼崎の空間構成については、本書第三部第一章第三節〈実践編〉1、藤本誉博たかひろ「中世都市尼崎の景観復元」参照

(8) 注(7)に同じ

(9) 本章第二節〈史料編〉8「城下絵図」参照

〔執筆者〕 岩城 卓二いわまき たくじ